

第四百七十七回国参议院法務委員会會議録第七号

平成十二年三月二十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

吉川 芳男君

補欠選任

久野 恒一君

出席者は左のとおり。

委員長

風間 昶君

理事

委員

阿部 正俊君

岩崎 純三君

岡野 裕君

久野 恒一君

竹山 裕君

服部三男雄君

松田 岩夫君

吉川 芳男君

江田 五月君

小川 敏夫君

角田 義一君

橋本 敦君

福島 瑞穂君

中村 敦夫君

衆議院議員

衆議者

衆議者

衆議者

太田 誠一君

中井 治君

上田 勇君

衆議者

北村 哲男君

衆議者

保坂 展人君

國務大臣

法務大臣

内閣官房副長官

内閣官房副長官

政務次官

法務政務次官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局総務局長

最高裁判所事務

総局人事局長

最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

兼最高裁判所事務

法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(風間昶君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に防衛庁人事教育局長新貝正勝君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(風間昶君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(風間昶君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○江田五月君 おはようございます。

けさ、実は私は大変心を痛めております。同期でクラスが一緒ですぐ隣の隣に座っておりました裁判官、大瀧恵弘君がおととい病死をいたしました。きょうは一時から名古屋で葬儀というんです。

二十期ですから今五十七歳。裁判所のために命を落としたとは言いませんが、去年の暮れには同期の河本誠之君がやはり病気で亡くなると。現職の裁判官の皆さんが本当に苦勞しているということを感じながら、半分鎮魂の思いを込めて裁判所職員定数関係の法律について質問させていただきます。

まず初めに、判事補の七十人の増員ですが、その前に、大瀧君が実は病氣だということを聞きまして、二月の終わりでしたか、手紙を出しました。

三月十二日というのではがきが来ておりますので、ちよつと現職の裁判官の思いですので御披露しますが、

御多忙中にもかかわらず心のこもったお見舞いのお便りありがとうございました。

お便りをいただきました当時は自宅にいましたが、貧血がひどくなり、自力でトイレ等も次第に困難になったため、八事日赤に入院することになりました。現在は、食欲もほとんどなく困っています。何とか精神的な力で乗り切りたいとは思っています。

江田さんいろいろお世話になりました。どうか江田さんの政治的な信条をいつの日か達成されるよう祈っています。

乱筆乱文お許しください。

最後まで心遣いのこもった、そういう思いを持つた男でございました。

さて、気を取り直して質問ですが、判事補七十人の増員ということですが、提案理由の説明では、一地方裁判所における民事訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件及び倒産事件の適正迅速な処理を図るため、一、こういうことをお書きですが、実際は、これは司法修習の制度改正でこの十月に修習終了者が出る。来年の四月まで半年遊ばせておくわけにはいかないというので、この四月とそして十月と来年度は二期にわたって人を探るといふ、そのための大幅増員ということ、何か七十人、民事事件その他の適正処理のために大変画期的なことをやるなどというのはちよつと褒め過ぎという感じなんです、もう少し詳しくその四月のこと、十月あたりのことを説明してください。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、今回の増員には秋にも修

習生が不足するおそれがある。従って、秋にも修

習生を補充する必要がある。従って、秋にも修

習生を補充する必要がある。従って、秋にも修

習生を補充する必要がある。従って、秋にも修

習生を補充する必要がある。従って、秋にも修

習生を補充する必要がある。従って、秋にも修

習生を補充する必要がある。従って、秋にも修

習生を補充する必要がある。従って、秋にも修

習生を補充する必要がある。従って、秋にも修

習生が修習を終了して任官できる状況になるとい
うことが関係しておりますが、この間の充員の関
係などについて申し上げます、平成十一年十二
月一日における判事補の欠員は十八人でございま
す。本年四月期の判事への任官やその後の退官等
によりさらに欠員が広がりまして、この四月には
現在員は合計で七十人程度不足するということが
見込まれております。これに、今回の改正により
まして増加される予定の七十人のうち四月から予
算上の手当てがされております三十人分を加えた
枠で本年四月に司法修習を終える者から例年程
度、最近は九十人程度が採用されておりますが、
判事補を採用することによりましては充員され
る見込みでございます。

その後、十月までに現在員は退官や簡裁判事へ
の任命などによりまして五十人を超える程度不
足することが見込まれております。これに十月か
ら予算上の手当てがされております四十人分を加
えた枠で本年十月に司法修習を終える者から例年
程度の人員を判事補に採用することによってほ
は充員されるという見込みになっております。

○江田五月君 九十人程度というんですが、私が
いただいた資料だと、小さなことですが、平成七
年が九十九人、八年が九十九人、九年が百二人、
十年が九十三人、十一年が九十七人、九十人とい
うよりもむしろ百に近いあるいは百前後じゃあり
ませんか。

○最高裁判所長官代理者(金葉誠志君) 委員御指
摘のとおり、この数年はそのぐらいの数でござい
ましたが、ことしは、現在願書を出してございま
して採用手続を進めております者が八十七人でござ
います。これにあと弁護士等からなったりするとい
う可能性もございまして、一応九十人程度とい
うふうに見ております。

○江田五月君 冒頭にも言いましたが、裁判官諸
君、本場に現場で苦勞しています。現場で苦勞し
ている裁判官と大体最高裁判所事務局にいる人と相
当の意識の差があるとかいうようなこともよく
言われますが、現場で苦勞している人たちのこ

とを本当に考えてやっていただきたいと思いま
す。

○裁判所書記官と家庭裁判所調査官の十六人増
員、これももう少し詳しく説明をしてください。
○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) お答えい
たします。

裁判所職員十六名の内訳でございますが、これ
をいまいし詳しく御説明申し上げます、裁判所
書記官につきましては、四十人の純増のほか、裁
判所速記官及び裁判所事務官から各百人を書記官
に振りかえるという二百人の増員、合わせて二百
四十人の増員をお願いしているものでございま
す。さらに、家裁調査官につきまして五名の増員
をお願いし、合計二百四十五人の増員をお願いし
ているところでございますが、今申し上げました
ように、振りかえ分としての裁判所速記官及び裁
判所事務官各百名のほか、庁舎管理業務の合理化
等により技能労働職員二十九人を減員することに
しておりますので、以上の増減を通じまして、裁
判官以外の裁判所職員の増員が十六人ということ
になるわけでございます。

○江田五月君 裁判官の方の増員、充実ももちろ
ん大切ですが、裁判官だけでは裁判できない。補
助職員といいますが、書記官その他が充実してい
ないと裁判官だけ頑張っても空回りをするだけな
ので、この点は十六人増員、これで本当に十分か
なという感じはいたします。

それから、速記官の転換ですが、速記官はもう
新規の採用をやめておられる。しかし、それでい
いのかという感じもあるんですね。速記官という
仕事自体は速記官というものでなくてもそれはで
きるじゃないかということでしょうが、裁判所の
速記官の皆さん方は大変苦勞して独自のいろんな
ソフトを開発されている。

「はやとくん」というのを聞いたことがあるん
ですが、この「はやとくん」というのは、ちよつ
と突然になるかもしれないんですが、どうされるおつ
もりですか。
○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 「はやと

くん」をどうするおつもりかというちよつと質問
の御趣旨がはつきりはいたしませんけれども、「はや
とくん」を現実に法廷で使っている速記官
はおります。

○江田五月君 それはおるから聞いておるわけで
すが、「はやとくん」という、きょうはもうここ
でいろいろ説明する時間はありませんから省略し
ますけれども、速記官の皆さんがいわば自主的に、
なかなかすぐれもののソフトのような感じであ
ね。時間がありませんが、国会の速記と違いまし
て裁判所の速記は速記タイプという器械でやりま
して、全部紙に記号で出てくる。それにいろいろ
コードをつないで、ソフトをつけて、もう打つと
すぐに反訳文が文章になって出てくるんですね。
もちろん、誤訳はありますから、そこをいろいろ
ソフトを開発すると。きょうは医療過誤だからと
いうので、そういうソフトを入れると、そういう。
きょうは労働事件だからという、そういう。そ
ういう非常に早く反訳文が出てくるというのを開
発されている。裁判所速記官が勝手にやっている
ことで最高裁はあずかり知らぬところだ、という
感じがにじみ出た答弁でした。さてそれでい
いのか、そんなことも感ずるわけですか。

ところで、今回の定員法の改正と司法制度改革
との関係ですが、最高裁が昨年の十二月八日に司
法制度改革審議会に対して意見陳述をされた「二
十一世紀の司法制度を考える 司法制度改革に関
する裁判所の基本的な考え方」という文書の中に、
裁判所の体制の充実、裁判所の機能の強化という
ことも書いてあるわけですが、今回の定数増とい
うの考え方、これはどういう関係になりますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今回の裁
判官の七十人の増員は、民事訴訟事件等、近時の
事件数の増加を踏まえるとともに、先ほど人事局
長の方から御説明申し上げましたとおり、二期分
の司法修習終了者から新任判事補を採用すること
が可能である、そういった特殊事情を踏まえての
ものでございまして、法曹一元や陪審審判制度など
の司法制度改革論議とは何ら関連をしないもので

ございませぬ。
○江田五月君 司法制度改革も、結論が出るまで
改革を待っていると言っているわけじゃない。そ
うではなくて、できるものは速やかにやれと。し
かし、抜本的改革については、今の法曹一元、陪
審などを含めてこれから議論をするということ
で、できることはまずやるという意味で、とりあ
えず人員の充実、これをやるとう。ですから、司
法制度改革と無関係じゃないけれども、別に司法
制度改革の行く末を見据えた手を打っているとい
うことでもない、そう理解してよろしいですね。
○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) おっしゃ
るとおりでございます。

○江田五月君 司法制度改革の中で、言うまでも
なく法曹人口の拡大、特に弁護士の数をふやす、
これも今大きな課題になっております。もちろん、
そのこと自体にも議論がないわけじゃありません。
しかし、例えば時代の変化、これまでの規制
社会から規制緩和で事後的な救済のそういうシス
テムにと大きく変わっていく。そういう、司法
の役割というのは今までと比較にならないほど重
要になってくるのか、あるいはこれまでも司法に
対して、どうも司法サービスは市民から見ると近
寄りがない、もっと市民の司法に変わっていか
なきゃいけないんじゃないかと、いろんなことを
言われております。

そういう流れの中で、弁護士の数を大きくふや
すということはやはり必要なことだと思つて
おりますが、今一万七千人の弁護士に対して、さ
てどのくらいかなというので、これは大づかみの
数字で、細かな議論を組み立てた上というわけ
じゃありませんが、見当としては五万人か六万人
ぐらいの弁護士体制、そういう私論も中坊さんあ
たりから出てきておりました、私もそう思いま
すが、仮に弁護士五、六万人体制というのを想定
すると、裁判官は一体どのくらい、書記官どのく
らい、調査官、事務官、それぞれどのくらいとい
う、何かそういうビジョンというのをお持ちです
か。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今後、社会の法曹に対するニーズというものは多様化するものが予想され、弁護士が増加いたしますと、その職域が拡大し、従前の弁護士業務以外の分野に進出していく方も増加するでありました。また、弁護士が増加すれば契約書の作成等に関与するなど、紛争の事前予防が進むということも考えられるわけでありまして、そのようなことを考えますと、弁護士が増加したからといって、必ずしも正比例するような割合で裁判所の事件が増加していくかどうかはこれは一概には言えませんけれども、裁判所へのアクセスが容易になることは明らかでありまして、その意味で裁判所の事件数を押し上げる大きな要因になるというふうには考えております。

○江田五月君 弁護士の大幅増員ということはいわば外圧かと思いますが、それだけでなく、やはり規制社会から自由な社会へと、事後的な司法救済というのが非常に重要になる社会へと転換をしていく。あわせて、これまでの司法サービスというのは市民にとって近寄りやすいものであったという反省、そういうところから、やっぱりこれまでの司法サービスの提供体制ではだめなんだという思いはぜひ持っていた方がいいと思います。

次に、家庭裁判所の調査官の皆さん方から私のところにもいろいろ要望が寄せられておりまして、その中に、家庭裁判所調査官研修所と書記官研修所を総合して裁判所職員総合研修所、これは仮称でしょうか、を建設するという最高裁の計画に対して、家庭裁判所調査官の専門性を損なうのではないかという強い懸念が示されています。先日、最高裁の説明では、それは杞憂なんだ、こうはつきり言われた。なぜそれが杞憂であるのか。調査官の皆さん方が納得できるような十分な

説明をいただきたいと思っております。○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 家庭裁判所におきましては、家庭裁判所調査官は欠くことのできない基本的な柱でございます。その役割の重要性につきましましては最高裁として十分認識しております。

新しい研修におきましても、人間関係諸科学及び家庭裁判所の実務に関する家庭裁判所調査官の専門性を一層充実発展させるということを基本に据えまして、研修体制、研修設備の充実をいたしまして、これまで行われてきた専門的な研修を質量ともに充実させたいというふうにご考えております。

したがって、家庭裁判所調査官の専門性が薄れるというふうな懸念は全くないものというふうにご考えております。○江田五月君 今の言葉をそのとおり受けとめたかと思っておりますが、なかなかそうであるかどうか。最近、裁判所の中でヒラメという言葉があるようである、ヒラメというのは何かということ、目の上についていて、上ばかり見ている、その上の上で自分に自分を合わせるというふうなことで、ヒラメ裁判官じゃ困るんですが、調査官は特に医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を要求される。その仕事の重要性というのは現代社会の中でますます重要になってくる。重要性が増すことはあっても減ることは決まらない。しかも、司法体制全体の中でそういう人間諸科学とのつながりで仕事をやる場面というのは調査官のところしかないと言つてもいい。そういう非常に重要なところなので、ここがおろそかになつたらやばいといけないですね。重大な関心を持ってフォローしていきたいと思つてます。

職員総合研修所というところになると、例えばもろろ所長は一人、事務局体制も一つの体制になつて、そうすると、どうしても今までの司法のあり方からすると、書記官の方に偏つて調査官は隅の方になることになるのではないか。調査官の方の研修の事務局体制というものはしっかりと

したものをちゃんとつくるという覚悟がおりかどうか。○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 調査官の重要性というものは最高裁としても十分認識しております。職員総合研修所、またこれはどういった体制を組むかということも決まっておりますけれども、今御指摘の点も含めてきちんとしたものをつくり上げていきたい、こういうふうにご思つております。

○江田五月君 あわせて、今ヒラメというちよつとやゆ、ごめんない、どうも昔の仲間ですのつといつていことを言つてしましますが、調査官の皆さんの意見を十分聞くと。やっぱり伝統的司法の世界の中にいる人のところに調査官の皆さんが物が言いにいくということがあつては困るので、特に調査官の皆さんの言うことはよく聞いていただきたいと思つております。いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 今回統合された研修所につきましては、これまでも調査官の方々の意見を広く聞いておりました。これから十分そういう意見を聞いて進めてまいりたいと思つております。

○江田五月君 次に、私たち民主党政は、昨年暮れ、司法制度改革審議会にいろいろな論点の追加の提言を行いました。その中で裁判所のジェンダーバランスという言葉を言いました。特に最高裁のジェンダーバランス、これは性別のバランスのことですが、最高裁のジェンダーバランスの問題を取り上げてみたいと思つてます。

○江田五月君 わざわざお越し願つて恐縮ですが、最高裁判所の判事、これは長官は内閣の指名、天皇の任命、それ以外最高裁判所判事は内閣が任命と裁判所法三十九条、憲法で定められておりますので、任命権者は内閣です。副長官にお出ました。ありがとうございます。

現在、十五人の最高裁判所判事に女性が一人もいない。これはなぜこういふことになるのか。○内閣官房副長官(松谷善一郎君) 最高裁判事の任命におきましては、今、江田委員からお話がございましたように、内閣の任命でございます。それで、識見の高い法律の素養のある四十歳以上七十歳未満の方で最高裁判事としてふさわしい方であれば、当然男女、年齢の別を問はず任命するということは言うまでもないことであります。これまで女性の最高裁判事が少なかったのは、女性法曹の層が必ずしも厚くなかつたなどの事情もあつたのではないかと思つております。しかしながら、近時、女性の社会進出に伴い、次第に最高裁判事の女性候補の層も厚みを増してくるものと思われまので、当然最高裁判事ににつきまして女性の出出が多くなつてくるのではないかとこのように思つております。

○江田五月君 戦後新しい憲法ができて男女同権になつて五十年以上たつていられるわけですね。この五十年以上の新しい最高裁判所体制のもとで最高裁判事がさぞ何人できたか。ちよつと数えていませぬが、おそろく三けたもある、もうかなりの数になつてはいるはずですが、それだけ大勢の中でただ一人しか最高裁の判事はいない。しかも今はゼロだ。ゼロは今だけたまたまというわけじゃありません。ちよつと調べてみますと、現在六十三歳から六十九歳まで、平均年齢は六十六・二七歳、全員男性。これで本当に社会のルールを最終的に決める裁判所としていいのか。

男女共同参画社会基本法をつくりました。前文には、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図つていくことが重要である」と。あらゆること、司法の場合は例外ということはない。これはひとつ内閣の方針でなにかいけないことで、当然、方針。それで、そういう内閣の方針を持って、最高裁判事の任命のときにもやっぱりそういう二十一世紀の最重要課題を司法の場でも表現するんだ、そういう思いをぜひ披瀝していただきたいと思つて

すが、副長官、いかがですか。

○内閣官房副長官(松谷重一郎君) これまでは、今、委員のおっしゃったとおり、高橋久子判事のみにございました。しかし、ただいまのお話のように、男女共同参画社会の実現のためにも、できるだけこういった司法の場にも女性の登用が多くなつていくように私も願つているところであります。

○江田五月君 先ほど、法曹といいますが裁判官の中にこれまで女性が少なくて適任者がいなかった、そういう事情もあるのではないかと、最高裁と司法をちよつとおっしゃいましたが、高橋さんは司法畑の人ではありませんね。ですから、最高裁といふのは司法畑の人を中心にしてはどうかということも、司法畑の人でない人が入つてくること、けれども、司法畑の人でなくとも重要なポイントでもあつたので、女性が司法の世界に十分これまで育つていなかつたということも余り言われない方がいい。

それだけじゃなくて、現実には今随分、かつてもなかなか優秀な女性の裁判官の皆さんがおられた。三淵さんにしても野田さんにしても大変すぐれた方々だつたと思つて、私も最初任官する当時は、女性は裁判官に向かないんだ、なぜなら山へ検証に行くのに女性じゃ困るからなんだというふうなことを、公のところでは言つたことはいないと思つて、実はひそかに言われていたりしましたが、今そんなことを言つたらもう裁判所はもたせませんね。そんな時代になつているので、これは最高裁判事の任命についてどういう手続でやるのかちよつと細かくいろいろ聞いてみたいところもあるんですが、最高裁の方としても女性の最高裁判事及び下級裁判所の裁判官についてお考えがあると思つて、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 委員も重々御承知のとおり、最高裁判事の任命は内閣の重要な権能でございます。三権分立の建前から申しまして、その権能の行使の可否について私どもが意見を述べるといふことは差し控えるべきと

思いますが、今お話の出でおります女性の最高裁判事ということに關しましては、官房副長官もお答えになりましたように、従前は女性法曹の数がそれほど多くはなかつたわけでございますが、近年非常にそれが顕著にふえてきております。そういうことで事情が変わつてきておるといふことが言えようかと思つて。

下級裁判所の方の裁判官は、最近非常に毎年二十人以上女性が裁判官になることが多いような状況でございます。全国各地で女性の裁判官が大変活躍しておられる状況でございます。

○江田五月君 最後になりましたが、最高裁判事は内閣の任命ですから最高裁としてもなかなか物が言いにくいところだといふのはよくわかります。わかりませんが、現実には内閣、特に内閣総理大臣がさで最高裁だれにしようかなといつてつらつら沈思熟考してというわけではないんで、やつぱり最高裁の方からのいろいろな助言といふんですか、意見の具申も当然あると思うんです。どうもそのあたりが甚だべールの中でのよくわかりませんが、今、官房副長官のおっしゃるようによい女性も考へていきたい、そういうことで、内閣総理大臣の方からひとつ女性のいい最高裁判事の候補はいないかと言われたら、最高裁どうですか、困りますか、それとも今も困るようなことではない、大いに人はいますといふことになりませんか。どうですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 今お話ししましたように、最高裁判事の任命につきましては最高裁長官が内閣総理大臣に対して意見を申し上げるという機会がございます。その際、言われたらどうかというふうな言われますと、これは仮定の質問でございます。ちよつとお答えはしにくい問題でございます。

○江田五月君 しつかりやつて下さい。終わります。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

今回、裁判所職員定員法、人数をふやすというところで改正案が出てきているところでございますが、判事補については平成三年以降で、五人とか七名とかそういうふうな徐々によやしてきていふというふうな状況であるわけでございまして、判事補ではなくて判事については全然この十年ばかり増員されていらないようでございます。判事の給源、どこから採用していくかということもあろうかと思つて、そろそろこの判事の増員がされてもおかしくないんでないかといふふうな思つてございまして、何でこの増員がなかつたのか、またいつごろになったら判事の増員ということが考えられるのか、まずその点からお聞きしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) お答え申し上げます。

判事を増員することが望ましいことは言うまでもないところでございます。しかし、現実問題として、弁護士から判事への任官数を見てみました場合、最近十年間で三十三人、年間三人程度にすぎず、判事への任官者は判事補として十年の経験を得た者がほとんどを占めていふという状況にございます。この四月に判事補から判事に任官する予定者の数を踏まえてみましても、ここで判事の定員をふやしてもなお直ちに充員できない状況にございます。そこで、判事の増員の前提として、まず判事補をふやして判事への給源の充実を図つていく、こういうことで増員を近年進めてきていふところでございます。

○魚住裕一郎君 先ほど、平成三年から判事補の増員というところでございますけれども、そうすると来年、再来年ぐらゐから判事の増員も必要になつてくるというふうな考えでいいんですか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今後の裁判官の退官数がどうなるか、そういうところが響いてくる問題でございますので、判事の充員状況や事件動向を踏まえて検討していくということになると考えております。

○魚住裕一郎君 それでは、判事補については、先

ほどちよつと御紹介しましたけれども、五名、七名、またその後十名、十二名、十五名、二十名、二十名、三十名というふうな順次増員が図られてきた。今回七十名ということになるわけでございましてけれども、これは、先ほど先行委員からお話があつたように、やはり事件数の急激な増加、民事事件あるいは執行事件、倒産事件、もちろん適正迅速な処理を図るためということはあるかと思つて、最終的にはことしの四月と十月に修習生が出てくるというふうなことが理由であるといふふうな考えでいいわけですか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今、委員御指摘のとおり、民事訴訟事件が依然として増加傾向にあること、倒産事件が増加してきておりますこと、執行事件も金融機関の不良債権処理等に伴い引き続き増加が予想されることから、これらの事件のより一層適正迅速な処理を図るためということとともに、今また委員が重ねて御指摘のとおり、二期分の修習生の採用を今行つ、そういう特殊事情も考へてのことでございます。

○魚住裕一郎君 これは弁護士の仲間では二〇〇〇年問題、ことし正月二〇〇〇年問題というのがありましたが、またもううらうらもあつてコンピュータの世界では大変だつたんですが、法曹の間で二〇〇〇年問題といふのがあつて、これは要するに弁護士にことし一気に千百人ぐらゐなるというところでございます。就職先をどう確保するか。いわゆるいそ弁になりたい人もなかなか就職先がなく先輩の弁護士のところに机だけ貸してもらつたというふうな、あるいはパートタイムで弁護士が就職するといふような、そういうようなことも言われ出しているところでございます。急激な増というのが、裁判所においても一気に二倍以上の、二・三倍ぐらゐの定員増を図る、そういうふうな形に今回来ているわけですか。

やはり私は、計画的な、将来を見通した、先ほど江田先生からもお話ございましたけれども、将来の構図を見ながら図つていく必要があるんじゃないか、急激だとやはり受け入れ側も大変な状

況になるのではないかと思います。将来を見通した上での増員計画になっているのかどうか、もう一度御答弁いただけますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今回の七十人の判事補については、きちんとした合議体に組み込めるような形で、そういった体制で受け入れられるような体制を今検討しているところでございます。

また、先ほども江田委員の方にお答え申し上げましたけれども、基本的に今後の事件の動向等を見ながら、裁判所としてはより一層迅速な裁判ができるように検討を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○魚住裕一郎君 この提案理由にもありますけれども、適正迅速な処理ということが毎回定員法改正のたびに出てくる言葉ではあるものであります。これが言われ続けて十年、二十年だろうというふうには私には思いません。経済がどんどん伸展してきて確かに事件数もふえてきているところであり、また、経済界においても日本の裁判を使うんではなくしてアメリカの裁判の方が早いからそちらを使おうというふうな、そういう具体的な事例も出てきているところでありまして、やはり今の日本の司法というものは日本の経済のスピードにマッチしてはいないのではないかということが常に指摘されているところでもあります。

また、経済界においても日本の裁判を使うんではなくしてアメリカの裁判の方が早いからそちらを使おうというふうな、そういう具体的な事例も出てきているところでありまして、やはり今の日本の司法というものは日本の経済のスピードにマッチしてはいないのではないかということが常に指摘されているところでもあります。

私も、迅速な裁判を受ける権利というのがありますけれども、やはりスピードアップをしなきゃいけない、裁判制度だけではなくてもっと紛争解決の手段が多岐にわたってはいないのではないかというふうなところもございまして、法廷外の紛争解決手段、ADRというふうなことが言われておりますけれども、それも幅広く私は活用をしていくべきではないかというふうな考えをしておりますが、この点に対して司法全体を

見渡しておられる法務大臣としてどのようにお考えになっているか、基本的な御認識をお願いいたします。

○国務大臣(白井日出男君) ただいま委員御指摘をいただきましたADR、すなわち裁判外紛争処理制度は、その紛争の類型に応じまして当事者の意思を尊重した解決、迅速な解決、専門技術的見地からの解決に多様な選択肢を与える点で意義あるものと考えております。

このような裁判外紛争処理制度の充実を図り、裁判手続と相まって、今後増加することが予想される国民的法的ニーズに対処できるものとしていくことは、国民に利用しやすい司法の実現にとって極めて重要なものと考えております。

司法制度を所管する法務省といたしまして、今後、裁判外紛争処理制度の充実のために必要な協力をいたしてまいりたいと考えております。

○魚住裕一郎君 ぜひお願いをしたいと思っております。

その際、やはり裁判外とはいえないながらも紛争解決の手段ですから、どうしても法律家の素養というものが必要になってくるのであろうというふうな思いも、裁判官という身分の問題もございまして、具体的な紛争処理制度の中には裁判官のOBの方に参加をしてもらうとかいろいろな工夫があるようもございまして、また一方で裁判が同時並行しておかないわけ、裁判を一方は停止させておかないというふうなことも必要ではないかというふうな思いもございまして、今後いろいろ議論を私もさせていただきたいというふうな思いもございまして。

さて、長期化する裁判の中で、やはり専門的な訴訟というのが非常に長期化の原因ではないかというふうな指摘もございまして、例えば医療過誤訴訟、医療をめぐるいろいろな訴訟が起きておりますが、法律家は医療についてそんなに詳しくないわけでございます。最終的にはやはり鑑定人の意見というのが大事になってくるわけでございます。

ますが、結構鑑定人を決定するまでもその時間もかかるというふうな指摘もございまして、具体的にどのぐらいの期間を要しているものなんでしょうか。

裁判所にお伺いします。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 医療過誤訴訟におきまして鑑定人の選任にどのぐらいの時間がかかるか、網羅的な調査をしているわけではございませんけれども、昨年東京地裁の方で調査した結果によりますと、平均的に四ヶ月半ほどかかるといふデータも出ております。事件によりましてはもう少し時間がかかるという例もあるようでございます。

○魚住裕一郎君 結局、訴訟代理人からしてみれば、鑑定人に証拠方法として鑑定を申請するわけですが、具体的な、代理人の方で折衝してくださいよみたいなことまでやらないとなかなか採用してくれないというふうなことも実はあるわけでございます。

ドイツの事例のような場合は、例えば医師会と連携の上で、裁判所の要請があれば鑑定人を推薦するような、そういう法律で義務づけられているようなところもあるようでございますが、医療過誤訴訟等については日本の裁判所は、日本医師会ですか、あるいはお医者さんとは協議されているんですか、あるいはどのような制度になっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) ドイツの制度につきましては正確には承知しておりませんが、やはり鑑定人を選定するという点については大変な問題でございまして、今医師会という御指摘がございましたけれども、医師会、医学会など専門家の団体の協力が得られるということが大切でございます。協力が得られれば鑑定手続が円滑に進むというふうな思われますので、裁判所としてはそういう協力が得られるようにいろいろ働きかけをしているというところもございまして、今後もしこうした努力を続けていきたいと思っております。

○魚住裕一郎君 医療過誤訴訟で考えれば、例えばその問題自体が医師みずから自分の問題だというふうにとらえてぜひ積極的にやっていた方がいい、鑑定に依りますが、医療事故に詳しい加藤良夫弁護士のコメントの中で、「医師の本音は「同業者のミスを指摘して恨みを買うのがいや」ということ。学閥や学会のしがらみに縛られ、相互批判を封じるギルドのようになっていく。鑑定書を作成しても業績評価にはつながらないことも、敬遠される一因と思われる」というような新聞記事が載っておりますけれども、本当にそうだなというふうな思っています。

その辺どうやって克服をしていくか。制度自体の、日本の社会全体の問題でもあろうかというふうには思いますが、この辺はいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 実は昨年の秋に、東京、大阪などの裁判所で鑑定を経験を有するお医者さん、それから弁護士、裁判官などが見交換が行われたわけでございますが、その中で鑑定人を経験した医師の方からは、今の鑑定が一番の問題点は、やはり鑑定書提出後に証人として呼び出されて、特に不利な鑑定結果が出た弁護士の方から、鑑定人としての能力や適性がないと言わんばかりの個人の人格や経歴を中傷するような尋問を受けるとか、あるいは鑑定書の内容をよく理解しないまま不必要で執拗な尋問を繰り返される、そういうようなこと、いろいろ御指摘がございまして、こういうことが改善されなければなかなか鑑定を引き受けたくない、鑑定人を引き受けるのはどうしても消極的な姿勢をとらざるを得ないという話もございました。

これだけではもちろんない、先生御指摘の点もございまして、こういうような指摘も踏まえまして、裁判所としましては、やはり専門家の協力が得られるように裁判所の審理の運営の改善をしていかなきゃならないというふうな考えをしております。裁判官の有志による研究などもございまして、それから東京地裁、大阪地裁などで医療過誤事件

の運営改善に関する提言などもいろいろ出されておられますので、そういうものも踏まえまして運営の改善に努めて、鑑定人を引き受けやすい環境整備をしていきたいというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 確かに、後で呼び出されて鑑定人の適格性等を糾問されるというか、そういうこともあろうかと思いますが、ただ、具体的に事件を担当して見ますと、明らかに偏ったといえますか、初めに結論ありきのような鑑定も出てくる場合もあるんですね。やはりその部分を何かせざるを得ないわけでございますが、今御答弁の中で、具体的に鑑定に関する訴訟運営の改善というようなお言葉がございましたけれども、これは具体的に何を指しますか。強硬な訴訟指揮をやる、そんなことは私だと思いますが。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 改善の提言はいろいろございまして、一つは、まず鑑定人を頼むときに、その事件の概要をまとめた書面を出すと、争点をまとめた書面を出して鑑定人をお願いするとか、あるいは鑑定人に対する鑑定人尋問をするときにも事前にきちっとした書面を出して尋問をするとか、あるいは鑑定をした事件の結果をきちっと、これは裁判所の問題でだけれども、鑑定人に通知をするとか、そういうような運営改善の提言がされているところでございます。

○魚住裕一郎君 ぜひ適切な運営をお願いしたいと思っております。

さて、またこの法律に戻りまして、今度、裁判官以外の職員が十六名増加ということでございまして、この内訳の中で、書記官が二百四十名増になって、事務官、速記官がそれぞれ百名ずつ減になるということでございますが、書記官二百四十名というのは非常に大きな数に感じられます。

事務官が枠としての異動というのとはわかってはすけれども、具体的な生首として異動するということになるんですか。たしか書記官は書記官の試験があつて、また研修も受けるという形になると思いますが、一気に事務官から書記官の方に行くというわけにはいかないと思つて、

いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(金鐘誠志君) 事務官から書記官になる道といたしましては、書記官研修所に入って研修を受けてなるといふことでございまして、書記官研修所に入るにも、部内で難しい試験がございまして、その試験に合格した上で書記官研修所の研修を受けてこれで初めてなれると。

今回、二百四十名の増員をお願いしておりますが、この充員も、書記官研修の課程を修了して今度書記官資格ができるという人を任命する、あるいはそのほかに速記官からの転官者とか定年になりました方の再任用というふうなことでこれを充員していく、こういう予定になっております。

○魚住裕一郎君 そうすると、既にもう事務官の方があるいは速記官の方で書記官の研修を受けている方がおられるということですか。

○最高裁判所長官代理者(金鐘誠志君) この春に、今度書記官研修所を出て書記官資格を取得するという方が相当数おられる。転官の場合には今後ということもございまして、近々ということもございまして。

○魚住裕一郎君 このほかにも廷吏さんから事務官への振りかえというのがあるようでございますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、廷吏は、法廷内において出頭してきた証人等の訴訟関係人に対する手続教授や準備物の展示等を行っているわけでございますが、このあたりをより効率的に合理化を図ることによって廷吏から事務官への給源を生み出せる、こういうふうな考えての結果でございます。

○魚住裕一郎君 終わります。

○橋本敦君 私は、本法案に賛成の立場から問題提起をしたいと思つて、相変わらず忙しい裁判官という問題が重大な改善を求められる問題になっておりまして、国民のための司法の実現の上からも緊急の課題になって

おります。

私は、特に破産事件の關係について、その点を指摘してみたいと思つて、最高裁からいただいた資料によりまして、破産事件の新受件数は、平成二年が一万一千二百七十三件、それが平成十一年には十二万二千七百四十一件と十二倍もなつておられるわけですね。

これを東京地裁本庁、大阪地裁本庁という事で資料を見ますと、法人を除く国民の自己破産事件の申し立ても大変な急増ぶりでございます。東京は、平成二年、九百三十一件が、平成十一年、九千八百三十三件、まさに九・九倍、こうなつております。大阪地裁本庁では、六百九十五件が八千四百六十六件と、平成二年の十一・六倍にもなつております。

こうした急増ぶりであることは間違いありませんか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 今の事件数の数字はそのとおりでございます。

○橋本敦君 こうした状況の背景には、自己破産が最悪十二万件を超すという今日の不況の中での深刻な国民生活の実態があるわけですが、自己破産を申し出た人のかんりの割合が多重債務に陥っている、あるいはリスストラなどで職を失い住宅ローンの返済が苦しくなる、そういうつた国民の苦悩がにじみ出ているわけでありまして。

こうした問題を処理するのに、それでは裁判官はどのような状況でふえているかということ、最高裁でいただいた資料で見ますと、東京地裁の民事二十部、平成二年は裁判官四名でございまして、それが現在、十一年で十二名、平成二年の三倍、そして大阪地裁民事六部では、平成二年、五名でありまして、これが平成二年のわずか一・六倍の八名という状況にとどまっております。

裁判官一人当たりの破産事件数を見ますと、東京地裁は、平成二年が二百三十三件、それが平成十一年には七百六十五件にも増大をしております。そしてまた大阪地裁では、平成二年が一人当たり百三十九件であったものが一千五百件とい

うように、平成二年の大変な倍数を示しているわけでございますね。

こういつた裁判官の持ち事件の大変な増加ということになつていふことは間違いありませんか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 東京地裁及び大阪地裁の各破産部におきます裁判官の員数がそういう状況であり、事件を平均して割れば今おつしやつたような数になることはそのとおりでございます。

○橋本敦君 事件は十倍にふえているのに、担当裁判官の数は一・六倍とかあるいは三倍とかという程度にとどまっております。こういう現状は、こういう指数から見ても、いかにバランスを欠くものであるか。まさにこの点については、裁判官の増員ということがまだまだ必要だということを示していると思うのですが、最高裁はどう考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 委員も御承知のとおり、倒産事件とか和議事件におきましては裁判所書記官の役割が非常に大きいところでございまして、裁判所書記官につきまして見ても、東京地裁の場合には、書記官等十三人から平成十一年には書記官等五十一人まで増員してまいりました。また大阪地裁におきましては、書記官等二十五人から書記官等五十二人まで、こちらもふやしてきていふところでございまして。

さらに、事務処理上の工夫といたしまして、破産事件処理システムというコンピュータによる、OA化による事務処理の効率化を図つてきておられます。窓口相談等を効率的に行うため定型申し立て書を備え置いたり手続をわかりやすく説明したりフリーソフトを配布するなどして、その適正迅速な処理に資するようさまざまな工夫を凝らしてきたところでございます。

他方また、今回もお願い申し上げておりますように、裁判官も逐次増員してまいりましたし、今後とも、そういう事件動向等を見ながら、より一層適正迅速な処理ができるように考えてまい

りた、こういうふうな思っております。

○橋本教君 とういふふうな努力をされて、そのことを否定しませんが、結論的に言つて、まだまだ裁判官なり職員の増大が国民のニーズから見ても必要だということは認識されておられますね。そのことをはっきり聞いておきたいんです。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今回も、平成十二年度につきましてはそのあたりのところをきちんと検討した上、その必要性があると認め、裁判官、書記官の増員をお願いしている、こういうことでございます。

○橋本教君 今後ともその増員について私が指摘したようなそういう実態と認識を踏まえて一層努力されるということは間違いなはずかと、こう聞いています。よしこれです。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 今後とも同様の姿勢で臨んでいきたいというふうに考えております。

○橋本教君 話題を変えるんですが、農水省汚職があり、新潟県警あるいは神奈川県警の腐敗があり、さらにそれだけではありません、政府の諸機関におけるいろいろな重大な問題が起つておりまして、まさに法秩序を維持する司法、そしてまた厳正に不正な違法行為を取り締まる検察の任務というものは、私はますます重大になっていっていると思つております。そういう観点から、この機会に私は防衛庁の問題について質問しておきたいと思つております。

防衛庁に伺いますが、秀島容疑者、これが自衛隊第一空挺団普通科群長であつたわけですが、民間人三人と自衛隊の小銃あるいは機関銃とも言われておりますが、こういう違法射撃事件を起した。このことがなせ今日まで明らかにされなかつたのか、端的に言つて下さい、防衛庁。

○政府参考人(新貝正勝君) お答えいたします。平成六年の十一月十六日、当時の第一空挺団普通科群長の秀島一佐が東富士演習場内の射場において部外者三名を見学させた際、そのうちの一名

が携行していたライフル銃を借り受け射撃を実施した事案に関しまして、本年一月中旬、部外から処分に疑義があるのではとの問い合わせがあり、直ちに調査に着手いたしました。その結果、処分を含め当時の本事案の処理が不適切であつたと判断し、本年一月二十日、処分等当時の検討の経緯等を改めて徹底的に調査するよう防衛庁長官から陸上幕僚長に指示を行いました。

防衛庁長官から陸上幕僚長への指示を受けまして、自衛隊において、陸上自衛隊警務隊等によって捜査を実施してきまして、新たに平成六年十一月十六日ごろ東富士演習場の射場において小銃を違法に射撃したというふうなことが判明した次第でございます。

○橋本教君 新たにわかつたと言いますけれども、そこには重大な疑念がありますね。例えば、そのときにライフル銃を撃つたというその事実でもって報告書を陸幕長にも上げ、訓戒処分にしたところ、ところが、そのときに小銃射撃事件は報告されていなかつた、これは事実ですね。端的に言つて下さい。

○政府参考人(新貝正勝君) 当時は、これは小銃射撃事案ということで処理をされておるところでございます。

○橋本教君 私が指摘したとおりでしょう。報告されていらないと。

小銃射撃事案だということとで処理をしたということ、陸上自衛隊でこの報告について一体どういふ報告を上げていくかということになりますと、群長みずから隊員の眼前で行つたこの行為としての保持という点で重大な問題である。と。ところが、「この事案が外部に漏れ自衛隊の威信失墜となることを懸念していたが、発生から一カ月以上事案が判明した現在、「一カ月以上たつて事案が判明した現在、「部内」には当日関係した隊員の一部が疑念を持っている以外部隊内での風評もなく、厳正に措置すれば隊員からの告発などはないものと思はれる。また、民間人三名の調査隊

による背景調査及び過去の自衛隊との関係からして民間人自身から事案が表面化する恐れはないものと推測される。」、とういふ報告書を上げて、そして部内の厳正な規律を取り締まるんではなくて訓戒という処分まで済ませてしまつた、こういう経過がある。

これは朝日新聞でも報道されておりますが、こういうふうな報告書が出されておつたという事実は、私の手元にこの報告書のコピーがありますが、間違ひありません。

○政府参考人(新貝正勝君) 今、委員御指摘のようにならぬ報告書があるというところは国会等でも御返答、御返事いたしてるところでございます。

○橋本教君 その結果、本来、ライフル銃射撃という事案はこれはまさに銃刀法違反の行為ですから刑事処罰にすべき事案ですよ。警務隊が捜査をして検察庁に送らなかつた。ところが、この罰則は五年以下の懲役または罰金ですから、ところが、これはそういう扱いをしたために、公訴時効五年で既に時効が成立した。まさに犯人を隠して時効を成立させて刑事責任を追及できないようにしたのは自衛隊なんです。いいですか。そういうことをやっておくことは許せぬじゃないですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘の事件は、現在、静岡地方検察庁沼津支部において平成十二年三月十四日に送致を受けて捜査中でございます。その罪名は銃砲刀剣類所持等取締法違反補助被疑事件でございます。

その送致事実の要旨は、秀島一等陸佐は、平成六年十一月十六日ごろ陸上自衛隊東富士演習場内において、民間人三名に対し法定の除外事由がないのに自衛隊所有の武器である小銃一丁を順次貸し付け、さらに同小銃に適合する実包約四百発を順次弾倉に入れた状態で譲渡し、もつて同人が同小銃とこれに適合する実包とともに射撃のため携帯して所持することを容易にして、これを幫

助したというものでございます。

○橋本教君 これらの行為はもちろん銃砲刀剣法違反補助罪ということで検察庁は厳正に捜査を今やつておられると思つて、四月三日が勾留満期だと聞いておりますが、それに向けて厳正な捜査を遂げることは間違いありません。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘のとおり、検察当局におきましては必要な捜査を尽くし、事案の実態に即した処理を行うものと考えております。

○橋本教君 ところが、新聞等の報道によつても、陸上自衛隊の東部方面警務隊はこの事件を実は把握していた、そしてこれを把握していたけれども、これは上部の方でどこかで消されたのではないかと、いう重大な疑念が出されておるんです。

警務隊の任務は自衛隊法九十六条第一項で規定されておりますが、自衛隊施設内で行つた犯罪については司法警察職員としての職務を行う、こうなつておられますから、この事件についても厳重にやらなかつたに、この事件の報告すらしていない。報告すらしていないというところは、防衛庁、間違ひないでしう。

○政府参考人(新貝正勝君) 小銃射撃事案につきましては、小銃射撃事案が発生当時防衛庁長官に報告されなかつたというところは事実でございます。

それから、陸幕及び部隊における処分等の検討経緯、また小銃違法事案事件が発生当時報告されなかつた理由等につきましては、現在その調査を行つておるところでございます。

○橋本教君 報告されなかつた理由は今調査中だとおっしゃつたから、報告されなかつた事実があつたというところは間違ひないですね。

○政府参考人(新貝正勝君) 小銃射撃事案、それから現在の小銃射撃事案、ともに当時報告されておられません。

○橋本教君 だがどうして隠していたんですか、防衛庁。

○政府参考人(新員正勝君) まさに先ほど申し上げましたように、なぜ当時報告されなかったか、というルートであったのか等について現在調査をしているところでございます。

○橋本教君 その調査は徹底的に行うことが必要であるし、厳正な調査が必要である、これはもう言うまでもありません。それは徹底的に調査をして、なぜこういう重大違法行為について報告もあらないは刑事責任の追及も今日まで、新聞で明らかになるまでしなかったのか、重大な責任問題ですから、厳正に調査するということをはっきりここで約束してほしい。どうですか。

○政府参考人(新員正勝君) 先ほど経緯で申し上げましたように、防衛庁長官は一月二十日に……

○橋本教君 経緯はもういいです。厳正にやるかということですか。

○政府参考人(新員正勝君) これを厳正に調査せよというところで指示をいたしておるところでございます。我々はそれに沿って徹底的な説明に向けて厳正に対処してまいるのであります。

○橋本教君 厳正に調査をした結果、厳正に処理しなきゃならない。

神奈川県警の渡辺本部長にかかわる神奈川県警警察職員の覚せい剤取締法違反事件について、これを事実を隠して、この事件について犯人を隠蔽したということで検察庁は犯人隠蔽罪によって起訴をしている。今、公判中であることは間違いない。御指摘のとおりです。

○橋本教君 私は、今回の事件も防衛庁の組織的な事実の隠蔽、そして刑罰的には犯人隠蔽罪の可能性のある重大な事案だと思っております。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘のとおりです。意味からいってこれは徹底的、厳正にこの点を明らかにしなきゃならぬ。

防衛庁は徹底的に調査をしてその責任も究明する、こう言っておりますが、検察庁としてもこの事案の捜査の一環として犯人隠蔽の犯罪の可能性を含めて徹底的な捜査をするということをお任せを私に責任を持ってやっていただきたいと思っておりますが、法務省、いかがですか。

○政府参考人(古田佑紀君) どのような事件を捜査の対象にするかということにつきましては、捜査当局において具体的な資料あるいは証拠に基づいて判断されるべき事柄でございますので、法務当局としては答弁を差し控えたいと存じます。

ただ、一般論として申し上げれば、検察はどのような事件でございましても真相解明に向けて徹底した捜査を行い、刑事事件として取り上げるべきものがあるればこれは法と証拠に照らして適切に対処するものと考えております。

○橋本教君 したがって、防衛庁は徹底的に調査をしてしるべき処置もとると。その結果、今調べている事件との関連で犯人隠蔽という犯罪の可能性もあるということを見つめて、法と証拠に基づいて今後厳正にそれを見つめて捜査を進めるというところが必要だと思っております。そういう観点で、厳正に調査をするということでは当然ではありませんか。

○政府参考人(古田佑紀君) ある事件を処理いたします際には、その事件の立証及び事件の真相を解明するため必要な範囲において捜査をするものがございます。その中で刑事事件として取り上げるべきものがあるれば、先ほど申し上げましたとおり、当然これにも適切に対処していくということでございます。

○橋本教君 最後に聞きますが、したがって、今お話しのような経過の中で防衛庁内部の実態が明らかになれば、犯人隠蔽という刑法に触れる違法行為があるという状況になれば、検察庁は当然それも視野に置いて厳正に捜査をやるということは当たり前です。

○政府参考人(古田佑紀君) たびたび同じようなことを申し上げてまことに恐縮でございますが、若干仮定が入りますので、そのことについて具体的にお答えすることは差し控えたいと存じます。

ただ、いずれにいたしましても、先ほど申し上げたとおり、捜査の過程で当然刑事事件として取り上げるべきものがあるれば、これには当然厳正に対処するというところでございます。

○橋本教君 刑事事件として取り上げるべきものがある、その一つの問題として犯人隠蔽という重大な問題があります。これも視野に置いて厳重な捜査をするということをお任せ強く求めて、質問を終わりたいと思っております。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。判検交流あるいは行政に向向した裁判官の問題についてお聞きをしたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(金鑛誠志君) 同じケースというところでございましたら、それはございませぬ。そういう事件が来れば、当然裁判官は回避いたします。

○福島瑞穂君 行政に向向した裁判官がその後行政部の裁判官になっていくケースがかなりあります。つまり、東京地方裁判所や大阪地方裁判所、横浜、浦和、京都、神戸、名古屋、それぞれの裁判所は行政事件を扱う特別の行政部がありますけれども、その行政部の裁判官はかつて行政庁に出向経験の有する人がかなり占めております。現在では三十四名中七人、去年は三十四名中七人、平成十年度は三十七人中八人、平成九年度は三十五人中八人。

○橋本教君 それで、もつと問題だと思っておりますのは、例えば戸籍の連達に関して情報開示を求めた裁判で、判決を出す裁判官がかつて東京法務局の訟務部長をしていらした。あるいは、戸籍の統柄差別をなくしてほしいという裁判を提訴したところ、担当裁判官は幾ら何でもできませんけれども、三人裁判官はいますけれども、その合議部の部長がかつて

法務省の戸籍担当課長であった。つまり、私たちは裁判所に行って裁判に対して救済を求めたところ、何ということはない、その裁判官はかつて、全く同じケースはやっていないにして、行政の経験者である。場合によってはその種類の事件を担当した可能性はあるという裁判官が現に座って判決を出し、先ほど言った情報公開ですと負けております。

○橋本教君 全部の情報公開の裁判を今回調べることはできなかったんですが、六つの情報公開してくれという裁判で、開示せよという判決と非開示でいいという判決と両方出る可能性があるわけですが、非開示、開示しなくていいといった判決の裁判官、どういった裁判官が占めているかと調べますと、行政出向経験者がおります。かなりおります。

この点について、非常にこれは問題ではないかと思うのですが、裁判所、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(金鑛誠志君) この問題については、たびたびお答えしているところでございます。もちろん同じ事件は先ほど申し上げましたように担当いたしませんし、たとえ同じ部におりましたもほかの人が担当した事件について口を差し挟むというふうなことはしないわけですが、いろいろな仕事をいろいろな立場でするわけですが、それはそれといたしまして、法律家はいろいろな仕事をしております。では、検察官からなるといって、裁判官にも弁護士や検察官からなるといって、昔は訴追側だったからそういう方向でしか物を見ないかということはないんだらうと思っております。裁判官になりましたら、それは中立公正な両当事者の主張を聞いて判断するという立場で判断する。弁護士でありまして、かつてはいろいろな依頼者の弁護、代理人としてその利益、法的立場を擁護するためにいろいろな主張をすると思っておりますけれども、裁判官になったときにそういう立場、かつての立場にとらわれて判断をするということはないんだらうと思っております。

これは、そういうことからすれば現在の制度が成り立たないということになるわけではございません。

て、行政の経験を有する人がそういう行政に關係するような事件をするからといって常に行政の味方をする、そういうものではないというふうに思っております。

○福島瑞穂君 全く納得できないんですね。現代のような行政国家では、行政権のチェックが裁判所の大きな役割であるというのには教科書などに書いてあります。行政権のチェックをすべき裁判所が行政と一体になっているかのような様子を呈している。

平成十一年十月一日段階で行政に出向している裁判官は百四十三人です。裁判所は非常に規模が小さいですから、地裁、高裁、最高裁で裁判官の数は約二千人、そのうち、定員には入りませんが、百四十三人の裁判官が出向している。数の大きさからいって非常に多くの裁判官が行政に出向している点についてはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 出向先の内訳などにつきましてはこの委員会等におきまして申し上げていると思いますが、出向している先もいろいろございます。理由もいろいろございますが、一つには、各省庁で裁判の経験がある法律家が担当するにふさわしい仕事がありまして、そういうところへ裁判官が来て仕事をしてくれないかという要望があるわけでございます。あるいは、若い裁判官などで、例えば外務省へ行きまして、外交官、アタッシェになつて、そういう仕事をしておられるものもございます。

こういうものは裁判官が非常に幅広い経験を積んで意見を高める、広い視野を持つということ、出向している間は実質の裁判の仕事をしておりませんからそういう点では痛手ではございませんけれども、しかし、それは帰ってまいりますならば、そういう広い視野を持った裁判官として帰ってくるわけでございますので、これは全体として長い目で見れば非常に裁判所にとっていいことであるというふうに思っております。

○福島瑞穂君 意見を待つことが必要であれば、判事補制度、キャリアシステムをやめて、弁護士

やジャーナリストや学者などから判事を、広いいろんな経験のある人から判事を採用するというふうにするにはいいじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 司法一元制度の是非というふうな問題につきましては、ただいま司法制度改革審議会で議論をしておりますのでございます。

これはこれで一つの大きな問題でございますが、今私が申し上げておりますのは、現在、現実問題としてはキャリアの裁判官が大部分でございます。こういう方々にどういふふうな経験を積んでいただくにたいして広い視野を持つていただくかという見地から物を考えますときには、今申し上げておりますような行政庁でさまざまな経験を積むというふうなことも有益である、こういうふうな思っているわけでございます。

○福島瑞穂君 最近、短期間民間企業に行つていないかと思つておられますが、全くお答えになっていないかと思つておられます。キャリア裁判官システムの問題点、今おっしゃつたようにキャリアとして採用される裁判官の意見を高めるため非常に行政偏重に、行政のみと云つては大き過ぎるかもしれませんが、民間企業は最近ちよつと出ておりますが、行政にのみ出向を百四十三人している。

寺西裁判官は、いわゆる盗聴法の集会に出ないで、きょうは発言できないと言つただけで、言外に反対する意思を示したと仙台高裁で言われ、最高裁でも戒告処分は有効になりました。ですから普通のいんな市民運動やNGOや集会に行くこともできない、集会で発言することもできないという状況を一方でつくつておきながら行政とだけ仲よくするということ、今の裁判所の最大の欠点である。キャリア裁判官システムの問題と判検交流の問題は、司法制度改革の中で最優先としてやらなければ国民の信頼はかち得ないというふうな思っています。

私は、なぜ裁判所が優秀な人材を行政を勝たせることにのみ力を注ぐのかというふうな思っています。

す。行政が訴えられたときの裁判官は、国の側の被告席に座り、どうやって行政が勝つかということに関して知恵を絞る、書面をつくり、頑張るわけです。その裁判官が裁判所に戻る。

また、ひどいと思うのは、清算事業団、国労の問題がありますけれども、清算事業団は法的に弱いから裁判官を呼んだわけですね。裁判官、来てくれ、頼むよ。裁判官は清算事業団で、どうやって裁判所で国労側が負け、清算事業団、国が勝つかというこの理論を一生懸命考えるわけですね。その結果、労働委員会が全部勝つていた国労の事件は、裁判所に行つて負けました、千四十三人のケースに關して。もちろん、同一の裁判官は裁判をしませんけれども、清算事業団に出向し、清算事業団の法規担当をやつた裁判官は裁判所に戻るわけですね、東京地裁に。同僚の裁判官たちがそこで、じゃ勝たせるかというふうな思っています。裁判所の有能な頭脳や人材をなぜ行政にのみ加担させて、私から見ると、そんな汚いことをやらせているのか、お答えください。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政へ出向して仕事をすることの意義は、先ほど来申し上げておることでございますが、それ以外のことに、つきましては、委員御指摘になりましたように、裁判官を民間企業に長期に派遣して、中でいろいろそういう民間の仕事のありようというものを学ぶということもやっております。

それから、先ほど申し上げましたように、これは一応身分は行政官でございますが、外国のアタッシェ、外国の外交官になりましたアタッシェとしていろいろの世界を見る、留学をしていろいろ見るといふふうなこともやっております。いすれにいたしまして、いろいろ幅広く勉強するということが大事だと思っております。

○福島瑞穂君 行政に出向し、そこで立法をしていく裁判官はいますか。いとすれば、どのような法律に關係してありますか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 行政庁に出向して立法作業に携わっている裁判官は確かに

おります。例えば、法務省の民事局に出向している裁判官は民事の基本法令の立案等の事務に携わっております。

ただ、個々の出向者は具体的にどういふ法律の立案に携わっているかといふふうなことは出向先での内部的な担当事務のことでございますので、その詳細までは裁判所では承知しておりません。

○福島瑞穂君 裁判官は各省庁からすれば有能であり、かつそのものと役所とのひもつきがないために非常に使い勝手がいいといふふうにも言われているといふふう聞いております。

例えば、外政審議室に出向した裁判官がPKO法案を外務省と一緒につくつたといふふうにも聞いております。そうしますと、議員立法が少ないという日本の欠点もありますけれども、立法もやり、行政にも行き、そして裁判所に戻るといふと、中村敦夫さんなどもよく質問されていらつたやいまいすが、三権分立ではなくて、まさに三位一体、見聞を広めるというのはい言ひ方だけれども、その三権の行政の中で裁判官が仕事をしています。これはもう大至急改善されるべきであります。

司法制度改革審議会が議論になっておりますけれども、国民が思っているのは、国民にとって裁判所が自分たちのためにやってくれるかどうかという点でございます。行政裁判を起したら、その裁判官がかつて行政に行つていた人に当たる可能性がかなりあるとすれば、勝たないですよ、ね。こういうふうな裁判を起しても、それはやっぱり国民にとって身近な裁判といふふうにはならないと思つております。

ぜひその点について、裁判所が行政といつても友好關係を持ち、たくさんの人材、十分の一以上を毎年出向させていることを改善していただくよう、あるいは今後司法制度改革の中でもっとやってくださるよう要望します。

○政府参考人(但木敏一君) 法務省の所掌事務で

でございますが、裁判制度を含め司法制度あるいは民事、刑事の基本立法、これを所管しております。したがって、現場の経験のある裁判官がそうした基本的な法令の立案に参画していただけることは非常に大切でございます。

その他、法務省には法律関係事務が多いということから、専門的な知識を有し、また法律家としての気構えを持っておられる裁判官が法務省の仕事をしていただけるということは、それなりの意義があるというふうに私たちは考えております。

○福島瑞穂君 検察官以外の人で法務省で次官になった人はいますか。法務省の一般職で官房長になった人はありますか。

○政府参考人(但木敏一君) まず、事務次官でございますが、これはないと思います。それから、官房長ですが、これもないと思います。

○福島瑞穂君 法務省の一般職で一番出世をしている人はどのポストまで行っていますか。

○政府参考人(但木敏一君) 現在、本省課長以上で検事の者が四十名ございます。それに対して、事務官から本省課長以上になっている者は十五名おります。その中には、いわゆる官房審議官クラス等を含んでおります。

○福島瑞穂君 法務省は非常に奇妙な役所のような気がします。というのは、民事の部分については優秀な裁判官を裁判所から引張ってきて、外入部隊をフルに活用していく、そして刑事の部分では検察官が上の方を占めていて、いわゆるかつての国家上級あるいは工種に合格して一般職で入った事務職の人たちは例えば次官や官房長になれない。つまり、今の法務省は、民事の方に目を転ずれば裁判所の裁判官が頭張っていて、刑事の方を見ると検察官が頭張っている。これは法務省の姿として私はやっぱりおかしいと思います。外人部隊が民事局で頭張るというのもおかしいです。

但木官房長は今まで衆議院でも答弁されていらっしゃるけれども、私は、法務省はなぜ独自の職員の育成をしないのか、裁判官を引張ってこないで済む、それは先ほど言ったように三権

分立の点から問題があるわけですから、法務省は事務職の人の育成をぜひやってほしい。国会に来て思うのは、調査室や法制局、極めて優秀な若い人たちがいっぱいいます。法律家でなくても法律家以上に非常に優秀な人たちがたくさんいます。今すぐ、例えば半年後に判検交流をやめろというのが難しければ五年後にはなくなるように、今から法務省は人材育成を始めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○政府参考人(但木敏一君) いろいろな問題を含んだ御質問でありまして、幾つかに整理されると思います。

一つは、裁判官が法務省に来て検事として活躍することの可否の問題。

これは基本的には法律家、これは委員もそうですので、言うまでもなくその価値は何物にも拘束されず法律と独立した法律家としての良心、この二つだけを持って仕事をするというのが法律家の価値であるというふうに思っております。そういう意味では、弁護士であろうと裁判官であろうと検事であろうと、あるいは時によつては学者であろうと、法曹がそういうところであるというマイノリティを持って活躍する場というのはいろいろ与えられるべきであると思います。法曹一元という思想の中にはそうした法律家の特性に応じた考え方がありたいと思います。

この問題につきましては、現在、司法制度改革審議会が開かれておりまして、今後一体、裁判官、検察官、弁護士あるいは学者も含めたそうした法曹のお互いの交流というのはどうあるべきかという根本問題ですので、そこで御論議いただけるものというふうに思っております。

もう一つの御質問の中心は、法務省において一般職の職員を育成すべきではないかと、これはまた別の問題だと思えます。

その点については、私どもも非常に大きな展望を持つべきであろうという御指摘はそのとおりであらうと思えます。現在におきましても、昔から比べれば本省の課長の数は一般職の人がかなりふ

えてきております。今後、そうした一般職の中で有能な人々を本場に適材適所というのを口だけではなくてこれから考えていくべき時期に来ていられるということは、御指摘のとおりであるというふうに思っております。

○福島瑞穂君 わかりました。

○平野貞夫君 議題となっております裁判所定員法改正案、これで、判事補が七十人それから裁判官以外の職員が十六人増員されることになるわけですが、昨年の三月三十日に当委員会が同改正案に附帯決議をつけておりまして、その附帯決議には大幅に増員すべしと、こういう内容があったわけでございます。

この数が大幅かどうかということについてはいろいろ判断があると思いますが、一定の評価をしたいと思えます。自由党としては、そういう意味で賛成でございます。

ただ、今回は附帯決議はございませんですが昨年の附帯決議は生きていっているというふうに理解しております。さらなる努力、そして数も大変大事なことでございますが、資質の向上、こういうものにも法務大臣、最高裁判所、努力するよう要請しておきます。答弁は要りません。

私は、前々回から、一昨年十月に牛久市で発生した岡崎少年事件の問題をここで取り上げておりますが、その問題を取り上げる前に法務大臣にちょっと確認しておきたいことがございます。

実は、先般の委員会で大元の元秘書の証人喚問要求が出て、理事懇でこれが協議されて、私は、委員長がこれは議論せずということはいわゆる協議事項から落ちたと、こういうふうに理解しております。その後、新たに証人喚問の要求が出て、再び協議事項になったという認識を持っておりま

す。

ただ、法務大臣という非常に重要な職責、そしてこれから重要な法案を審議する中で、理事会で大臣関係の証人喚問問題をぶら下げながら審議するということは非常に私は適切でないと思いま

で、この際、確認しておきたいと思えます。大臣のお立場が、当事者というところとおかしいですが、元秘書との関係でいわゆる政治家としての立場が一つあるということ、それからこの問題は当然告発されて検察の問題になっているわけですが、検察の最高指揮官としての立場と二つあると思いますが、先般の委員会ではどうも検察の立場というものに配慮をされたのではないかと、私がいま、私が理解しているところでは、検察の捜査を見守りたいというスタンスの御回答があったと、したがってそれが我々理事懇等で証人喚問問題を適切に処理できない一つの原因になっていると思えます。

そこで、ひとつ政治家の立場ということで御関係はどうであったか。私も、二十年千葉県に住んでいまして、大臣のお父さんの時代からよく承知しておりますが、大臣が、若干の監督責任はあったとしても、こういうことで不正をなされる方ではないと私は信じておるんです。そこら辺のことについて政治家としての御決意をいただきたいと思

いますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(白井日出男君) こうした場ではつきりとお答えできる機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私自身は、ただいま問題になっております脱税コンサルタントとは全く面識がございません。したがって、政治献金を受けたこともございせんし、残念ながらパーティー券については実は確実に確認する方法はございませんが、しかし私は買っていたのではない、こういうふうに確信をいたしております。

そして、私の元秘書をめぐる問題につきましても、秘書から今回の件について相談を受けたりしたこともございせんし、仲介をしたこともございせんし、また秘書が受けたとされるものの中から金品を受け取ったということもございせん

ん。

したがって、先般来申し上げておりますとおり、私自身のことにつきまして検察当局の捜査

の公正さが疑われるおそれを生ずることはないという点を申し上げているわけでございます。

○平野貞夫君 わかりました。

以上のような御答弁を参考に、これから理事懇で我々も対応してまいります。委員長に要望しておきますが、なるべく早くこの問題を処理するように要請しておきます。

さて、短い時間ではございますが、岡崎少年事件のことに付いて最高裁判所に若干の確認をしたと思っております。

昨年八月、土浦の家裁支部の判決を御両親は問題としまして、特に家裁が選任した方によって行われた鑑定が真実を曲げたんじやないか、こういうことでごとしの三月に三つの民事損害賠償請求を提訴しております。

これは、両親にとりましては真相の解明、真実を知ることが目的でございます。その提訴の裁判の中の一つに、岡崎少年の遺体のある部分が、重要な部分が残存されておりますのでこれを改めて鑑定するように、こういう要請を提訴していただいております。この鑑定ができるかできないかということがこの問題の真相、真実を知るかきだと私も思っております。

そこで、最高裁判所にお尋ねしますが、一般論として、裁判で行う鑑定というのはどういう目的でやるんですか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 民事事件においての鑑定でございますが、これは正しい事実認定をして適正な判断をするということのために、学識経験を有する専門家の知見を活用することによっての鑑定が行われているというふうな承知しております。

○平野貞夫君 正しいことを知る、真実を知るために鑑定というのを行う、こういうことでございませぬ。

鑑定を行う際に、私は法曹の素人でございますから教えていただきたいんですが、弁護側の要請で鑑定する場合、あるいは提訴した側の要請で鑑定する場合、いろいろあると思っておりますが、決定する

のはどこ、あるいはそれが決定するんですか、鑑定するというのを。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 鑑定を採用いたしますのは、事件を担当する裁判所でございます。

○平野貞夫君 裁判所といいますが、機関ですね。そうすると、裁判官が会議を開いて決める、こういうことでございませぬか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 判断をいたしますのは裁判所でございます。単独で事件を処理する場合にはその裁判官、合議体で事件を処理する場合、その合議体が決定するということでございます。

○平野貞夫君 真実を確認するため、真相を解明するために鑑定が行われる、その鑑定を行うのは裁判官あるいは裁判官の会議だ、こういうことなんです。鑑定の必要性を促す動機みたいなもの、これはどんなものですか。私、素人でございますから、ちよつとわかりやすく説明していただきたいんです。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 一般論で申し上げますと、鑑定の必要性につきましては、事案の内容、性質、当事者の主張、証拠などを総合的に勘案して判断するわけでございますが、いわゆる学識経験を有する者の知見を必要とする、そういう人たちに判断をしていただく方が事件の処理に適切ではないかというふうな場合に鑑定が採用されるというふうな考えでございます。

○平野貞夫君 先ほど魚住先生から質問がございましたように、鑑定で果たして真実が証明できるかどうかという問題があると思っております。特に岡崎少年事件の場合にはそれが大変重要な問題になっておるわけですね。個別のことを余りここで最高裁に追及しても一つの限界があると思っておりますが、私は、率直に言っています、一般論を言いますが、個別のことを追及しているわけなんです。

そこで、刑事事件の判決が原因で民事損害賠償請求が提訴された、そういうケースで鑑定が行われた例というのはございますか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 具体的な事例は把握してございません。

○平野貞夫君 理論的にはできませんか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 民事事件の処理において必要であるというふうな判断される場合にございまして、刑事事件において鑑定が行われた場合であっても、民事事件において改めて鑑定が採用されるということは理論的にはあり得るところでございます。

○平野貞夫君 理論的にあり得るということは、要するに当該裁判所が、真実、正義を確立するために、このことについては鑑定が必要だという判断が必要だと思っております。

そこで、この岡崎少年事件の場合に、弁護士さんを中心遺族、そしてそういう方々の要請を受けてここで私は質問しているわけでございますが、そういう中で、土浦家裁のやつた、選任した鑑定は極めて重要な問題があつて、この問題を追跡してまいりますと、一岡崎少年事件の問題だけではなく、裁判あるいは司法あるいは警察の鑑定のある方そのもの、ひいては日本のそういう司法制度の根っこにかかわるような、信頼性にかかわるような問題があるというふうな私は確信して今取り上げておるわけでございます。十分足らずの時間が十分なることを言い切れませんが、改めてまた機会があつたらお尋ねしたいと思っております。

改めて鑑定をするという場所は東京地裁でございます。そして鑑定する材料が残っております。それから、私たちの判断ではこれは鑑定しなれば司法の信頼性を失う重要な問題だという問題提起をこの国会の場でもいたします。それから国民的なものもしていきたいと思っております。

率直に言っています、刑事事件の判決について国会であつたかどうかというのを言うということ、これは適当なことじゃないんです、本当は、しかし、あえてそれを言わざるを得ないというところ、私は非常に今の裁判システム、司法制度の問題があるという認識をしておりますが、最後に私の今の思いについて大臣から一言コメントを

いただければありがたいと思っております。

○国務大臣(白井日出男君) 大変恐縮でございますが、個別の問題についてはお答えできないわけでございますが、私も検察といたしましては、警察が捜査を尽くして送致した少年事件につきましては、さらには被害者及びその御遺族の心情に十分に配慮しつつ徹底した捜査を行ひまして、少年審判において適正な事実認定が行われるよう最大限の努力をすべきだと考えております。

○平野貞夫君 時間が参りましたので終わります。

○中村敦夫君 簡易裁判所についてお尋ねいたします。最高裁、お願いします。

裁判所職員定員法によりまして、簡易裁判所判事というのは七百九十四人と定まっております。法務委員会の調査室の資料によりますと、現在の人数が七百六十八人。ところが、最高裁の報告書では六百四十八人というふうになっております。明らかに数字が違つていますが、この数字のずれは何なのかということをお尋ねしたいんです。

それからもう一つは、これも法務委員会の調査室の資料ですけれども、地裁の判事及び判事補で簡易裁判所の判事を兼任しているのが判事が五百二十人、判事補が三百五十七人、合計で八百七十七人いるんです。この人たちは一体何なのか。臨時応援団というのなのか。要するに、それほど簡易の判事が足りないということなのかということもお聞きしたいんです。

それから、兼任者の一部が簡易判事の定員の中に含まれているのか。どうしてもこの数字が合わないんです。含まれているとすれば、いない人との線引きはどうなっているのか、そのことについてお聞きしたいんです。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) お答えいたします。

違つたところのお尋ねにお答えしたためにその辺のわかりにくさが生じていると思つていますが、専任の簡易判事六百四十八人というのは、他の官職を兼任していない人、純粋の簡易判事でございます。

ですから、兼判事と兼判事補とかいう人は含まれていないわけでございます。現在員の中には、兼判判事を本務として判事補を兼務しておられる者がございまして、それが六百四十八人と現在員との差になるわけでございますが、他方、法務調査室の資料の地裁の判事、判事補で簡裁判事を兼任しているという人たちは、これは多数おられるわけでございますが、この人たちは簡裁の仕事というのを主としてやっているとございまして、ございませんで、例えば地裁の判事、判事補でございまして、令状請求などでは簡裁に対する請求というのはございまして、そういうふうな令状の処理等をするために簡裁判事の資格が必要であるというふうなことから簡裁判事の兼任をしておる、こういう関係になっております。

○中村敦夫君 ちよつと非常にわかりにくいんですけど、数字をいろいろと調整してみたんだけど合わないんですが、わかりやすい表を提出していただきたいと思うんです。

二番目の質問として、簡易裁判所というのは、少額訴訟とか小さい争いを専門的に扱うわけですね。簡易裁判所の判事というのは、簡裁判事選考委員会というものの選考によって任命されているわけですね。司法試験を通過していない書記官など長く勤めた人も多く選ばれているわけですね。定年も七十歳という非常に高齢になっております。つまり、扱う用件が小さくて比較的易しいということ、任命要件というものが緩和されているわけですね。実際に、専任の簡裁判事六百四十八人のうち、司法試験合格による法曹資格を持っている人は九十人だけなわけですね。それはそれでいいとして、こういうことがあるんですよ。

簡裁判事が地裁において裁判に関与しているということがしばしばあるんだというふうに関係者の間で話題になっておるんです。これが事実であるとか大変問題だと私は思うんです。地裁裁判に關与する簡裁判事のうち、法曹資格のない者も含まれているのか、あるいは地裁判事や判事補が簡裁の応援をしているような状況で、なぜ逆のことが

起こっているのかということをお答えいただきたいんです。

○最高裁判所長官代理人(金築誠志君) 委員がおっしゃいましたように、簡裁判事の中には、法曹資格を有しませんで、選考試験で簡裁判事になった方がいらつしやいます。この方たちは法曹資格がありませんので、地裁の判事とか判事補には任命できないわけでございます。当然のことながら、そういう資格で簡裁判事になっておられる方は、地裁で裁判する、関与するということがございませぬ。

簡裁判事が地裁で裁判に關与していることがあるといふのがどういふところから出てきたのかよくわかりませんが、先ほどから申し上げておりますように、兼任者がおります。簡裁の方でかなり仕事をしている若い判事補がおります。そういう方は法曹資格がございまして、これは法曹資格を得て、修習生を修了いたしました三年裁判官をやっておりますと簡裁判事に任命できる資格が出るんですが、そういう人たちが簡裁の仕事もやりつつ地裁で判事補の資格として訴訟事件の合議の陪席をするとかその他の判事補としてできる仕事を、これはあり得ると思ひます。

○中村敦夫君 今のお答えとも関連するんですけど、少額訴訟制度というものが一昨年から始まりまして、簡裁の扱う事件数は非常にふえています。平成元年、百十五万件あったものが平成十年では百八十四万件と大体二倍近くに近づきつつあるわけですよ。ところが、簡裁判事の定員というのは二十年間で十五人しかふえていない。この五年間では一人もふえていないんです。しかも、コンスタントに専任簡裁判事の定員といふのは大幅に欠員ができておることなんです。

これは現実社会に対応する義務と責任感がちよつと欠如しているのじゃないかというふうな当然思われまふ。また、定員拡大ばかりじゃなく、市民のニーズにこたえるためにやっぱり簡易裁判所の設置箇所というものをふやすべきではないか、そういう情勢にあるのではないかとこのうに思ひますが、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(金築誠志君) お答えいたします。

簡裁判事は、このところ大量退職期にございまして、たくさん定年でおやめになっておられます。裁判所といたしましては、これに対応して採用者をふやすというところで検討してきておりますけれども、簡裁判事の適性を有する人の確保というものは必ずしも容易ではございませぬ。これは試験でございませぬけれども、相当難しい試験でございまして、それなりの水準の人を採用するということがなるといふと、そう急にふえるということには限界がございませぬ。

そこで、先ほどから申し上げておりますけれども、判事補で三年たちますと簡裁への任命資格が出ます。そういう三年たつて四年目、五年目あたりですと、まだいわゆる職権の特例というのがございませぬで、判事と同じ仕事をやるわけにはいかない、単独の事件がございませぬでございまして、その四年目、五年目ぐらいの判事補の人を簡裁判事に任命いたしました。もちろん判事補の資格も兼任で持つておりますけれども、そういう方に簡裁で仕事をしてもらうというところで簡裁の職力の増強を図つておるわけでございます。

こういう人たちが簡裁で仕事をすること、簡裁判事に法曹資格者をふやすべきだという方向にも沿つておると思ひます。これは、一つには判事を六十五歳で定年退職した後の方、定年まで五年でございますので、こういう方にもなつていただくというののももちろん大きいわけでございます。それもやつておりますが、判事補で三年過ぎた方によつていただくというののも一つの方法で、これはいろいろな意味で、簡裁でそういう若い人が新しい感覚で訴訟担当を張り切つてやるといふふうなことでいい面もございませぬし、判事補としての非常に経験にもなる、いろんな面でもいい面もあるというふうなことを考へておるんです。

○最高裁判所長官代理人(中山隆夫君) 設置箇所

についても御質問がございましたので、御説明申し上げます。

裁判所では昭和六十三年に、交通の便、交通事情がどういふふうに変つてきているかというところとか、あるいは簡裁の管内の人口がどう変動してきているか、あるいはまたそれまで取り扱つてきた事件数がどの程度あるか、今後見込まれる事件数はどのようになるか、そういうところを総合的に勘案いたしました。全国規模で簡裁の所在地を改めて見直し、適正配置を行ったところでございませぬ。

○中村敦夫君 私が聞いておるの、もつとふやす、絶対量が必要なんだから、もつとふやす気があるかと。適正に配置したかどうかということではないんです。

○最高裁判所長官代理人(中山隆夫君) 委員御指摘のような事情を勘案して、昭和六十三年に適正配置を行ったところでございませぬが、今後とも同様な視点を持つて検討は続けていかなければならないというふうには考へておるんです。

○中村敦夫君 物には程度というものがあるんですけど、この簡裁判事の増員あるいは設置箇所の増加についても、現実があつて、それが困つておるわけですよ。いろいろそういう判事を育てるのは難しいとか、それは事情の話なんです。この現実に対して対応する気があるかどうかということ、これは問題なんであつて、質問の骨子というのはそういうことなんです。

ます。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 国民から使いやすい簡易裁判所のあり方、このような観点から、今後とも検討は進めてまいりたいと思っております。

○中村敦夫君 余りふやしたくないような印象しか受けない言葉なんです。

次の質問なんですけれども、最高裁判所事務総局規則というものがありません。それによりまずと、事務総局の各役職は、裁判所事務官、場合によっては裁判所技官をもつて充てる、こうなっているわけです。

また、司法行政上の職務に関する規則というものもあります。ここでは、「司法行政に関する事項の審議立案その他司法行政上の事務を掌る職のうち、最高裁判所において指定するものは、判事又は判事補をもつてあてる。」というふうになっています。

この「最高裁判所において指定する」という意味なんですけれども、これはどうしても判事、判事補でなければならぬ、事務総局の中で例外的な部分であるというふうにならざるを得ないわけですね。

ところが実際は、事務総局の事務次長、全局長、二十九の課長のうち、二十二を裁判官が占めておられるわけです。このほかにも多くの裁判官が局付として事務総局にいるわけです。これだけの数の裁判官が裁判もしないで長期間事務をやっているという必然性は到底考えられないですね。

これらの人々を最高裁が指定する、その指定の根拠というのは一体何になつていっているんですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) お答えいたします。

裁判所の司法行政事務の中には、裁判に密接に関係する事務がございます。裁判官人事もそうでございますし、裁判所の施設等もやはり裁判事務と非常に密接な関係がございます。それから、最高裁判所規則の立案等、非常に法律知識を必要とするという仕事も最高裁の事務総局の中には少な

くないわけでございます。

こういう事務につきまして裁判官の資格、経験を有する人が企画立案等の事務に当たるといふこととで初めて司法行政事務が円滑にいく、そういう根拠から、司法行政の重要事項の企画立案等をつかさどる職には裁判官を充てる、こういうことになつていっているわけでございます。

○中村敦夫君 漠然としたお話なんです。

二十九人の課長のうち、二十二を裁判官がやらなきゃいけないかどうか、何で施設なんかを裁判官がやらなきゃいけないのか、非常に疑問なんです。ですから、この二十二の課長さんたちは、具体的にどんなことをやっているのかということ情報を公開していただきたいと思うんです。

それから、これは、最高裁ばかりじゃなくて全国八方面の高等裁判所事務局長にも裁判官が充てられているわけですね。高裁の事務局長が裁判官でなきゃならないという理由と、これは大体地方の方ですから、一体どんな仕事をしているのか、簡単に話していただきたいんです。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 高等裁判所の事務局長は、やはりそれはそれで裁判に関係する事務を取り扱っております。

特に、事務局長の場合、裁判官の人事につきましても、高等裁判所長官の命を受けて、いろいろ管内の事情を調査したり最高裁判所や管内の所長との連絡調整に当たったり管内裁判官の配置の調整に当たるといふふうなことがございまして、やはり裁判官の経験がある人でないと困るという面があるわけでございます。

○中村敦夫君 今のお答え程度の仕事だったら、別に裁判官の経験がなくても十分できるような感じがありますので、その辺のところも、具体的にどんな仕事をしているのか、情報公開をしていただきたい。

これは最後の質問ですけれども、平成十年十月八日の参議院法務委員会、裁判官の号俸別在職状況、つまり給与の各級別の定数についての質問について、金築人事局長は情報公開を拒否したわ

けです。その理由は、裁判官に無用の影響を与えたいけないという妙なものであつたわけなんです。

どの年俸に何人いるのかというのを公開するのは予算検討上不可欠のことだと思つて、しかも、個人名が特定できる資料ではありませんから、裁判官同士のねたみとか心理状態とかを資料公開拒否の理由にするのはちよつとナンセンスだといふふうな思つておりました。そして、今回もその要求をしましたが、けさになつて初めてこの内容の報告書をいただいで、大変びっくりすると同時にありがたいといふふうに思いました。

裁判所の透明化、民主化というのはどうしても必要なことであり、これは裁判所のためにもなると思つたので、今後もこれでストップしないでどんどん情報公開されることを期待しまして、質問を終わります。

○委員長(風間純君) 他に御発言もないようです。から、本案に対する質疑は結局したものと認めさせていただきます。

○委員長(風間純君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、吉川芳男君が委員を辞任され、その補欠として久野恒一君が選任されました。

○委員長(風間純君) これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(風間純君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

午後四時開会

○委員長(風間純君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の審査のため、本日の委員会に証券取引等監視委員会事務局長松崎晴雄君及び大蔵大臣官房審議官木村幸俊君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(風間純君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(風間純君) 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者衆議院議員太田誠一君から趣旨説明を聴取いたします。太田誠一君。

○衆議院議員(太田誠一君) ただいま議題となりました株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

平成十年三月三十日に株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律が公布、施行されたことにより、平成十二年三月三十一日を期限として、公開会社は、資本の欠損に備えるための法定準備金を超える資本準備金を財源として自己株式の取得・消却ができる特例措置が認められました。

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢

にかんがみ、なおこの特例措置を維持するため、公開会社について、資本準備金をもってする自己株式の消却を行うことができる期間を二年間延長し、平成十四年三月三十一日までとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしております。

以上が本法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいとお願い申し上げます。

○委員長(風岡純吉) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫でございます。

今、概略御説明いただきましたけれども、この制度の目的とするところをもう少し平たく御説明いただくとお願いいたします。

○衆議院議員(太田誠一君) 自己株式の消却は、それによって株主資本利益率のような株主にとっての有利さを示す指標の改善による投資対象としての株式の魅力の向上、株式の需給のタイト化に資するものとして、株式の持ち合い解消の受け皿ともなるわけでありまして、株式市場の活性化に大きな役割を果たすものであります。

また、経済構造の観点からいいますと、従来は企業の成長ということが重視されておりましたけれども、そののみならず、近時においては財務の内容が重視されるようになってまいりました。財務内容を重視するという観点から、この自社株、自己株式の取得というものは有用な手段になるわけでございます。

また、成熟した産業でもって十分に資金があるというところに資金が固定をされたままであるということよりも、成熟した産業、企業から投資家の方に一たんお金が戻って、そして投資家はむしろ新しいベンチャービジネスのようなところに投資ができるように資金の最適配分に資することに

なるであろうということがあるわけでございます。なお、近年のことに限って申し上げますれば、バブルの時期に大量のエクイティファイナンス、いわゆる株式の時価発行などがなされて、その時価発行がなされたものが資本準備金としてそういう企業の手元に滞留しておるわけでございます。

一方では資金はそういった企業の手元に滞留しておいて、一方で株式市場では大量の株式発行がなされたわけでありまして、株式の過剰状態が続いていたわけでございます。これを何とかしようということで、このような企業内にある資本準備金を財源として市場に過剰状態になっております株式を引き揚げる、そして消却するということを認めることとしたわけでございます。

○小川敏夫君 それで、実際に消却を実施していた大体この二年間で、実際に消却を実施した実施状況といえますか、こちら辺は把握できていますでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) この二年間について申し上げます、おとしの九八年度においては二千二百五十九億の自己株式消却が行われております。昨年度については一千四百六十八億となっております。そしてまた、それを実施した会社の数でありますけれども、おとしが百六十六社、そして昨年は八十社でございます。

いずれも、これは全体の三割弱ということになっております。という意味で、これは自社株取得・消却の中心的な手段になっておる、その資本準備金を使う株式消却の割合というのが中心になっておるということが言えるかと思っております。

○小川敏夫君 この制度の目的として、例えば持ち合い解消で出た株を吸収する役割もあるというようにおっしゃったが、現下の株式市場の情勢は大分持ち合い解消の売りもこなして、幸いにして順調に株価もある程度回復しているように思うんですが、なおさらまた二年間これを延長するということのような必要性についてはどのような状況でございましょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 現状はどうかと申しますと、去年にこれだけじゃなくて自社株の取得・消却をやった会社が全部で三百社、おとしが四百社でございます。その前の三年前であれば数十社しかなかったわけでございます。この二年間で飛躍的に自社株消却をする会社がふえたということでございます。

そして、経営者の方からどういふときに自社株取得を判断するかといえますと、一つはやっぱり安定した状態であればやらない、それからいわゆる配当財源があるという、中間配当財源のときにできませんので、業績がある程度よくなければいけない、将来に対してもそういう見通しが立たなければならぬということでございます。だから、単に資本準備金が十分な巨額の資金が積み上がっていったからといって直ちに判断するものではないわけでございます。この二年間の間にやりたいと思つたけれども実行をまだしていないところはあるかあるわけでございます。そういう希望があるというふうに理解をしております。

○小川敏夫君 何かお話を聞いていていいことづくめのような気がするんですが、株主という面ではなくて、今度は債権者から見ると、会社の資金が流出するわけですから、株価が上がるか下がるかというところは別にして、債権者の立場から見るとそこら辺のところはいかがでしょうか。あるいは何らかの保護策は講じてあるものでございましょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 債権者に対しては、これは資本充実の原則ということが直ちにそこにあるわけでありまして、債権者に不測の損害を与えないように配慮するということに、資本準備金を財源とする株式の取得・消却については合併の場合と同様に債権者保護手続を経ることを要することにはいたしております。

債権者保護の手続は、取締役会の決議で決める場合には、その二週間以内に債権者に対して資本準備金をもつてする株式の消却に異議があれば一定の期間内にこれを述べざるべき旨を官報でもって公告し、かつ知れている債権者に対しては各別に

これを催告することにしたしております。
債権者が異議を述べたときには、会社はその債権者に対して弁済、担保の提供、または財産の信託をしなければなりません。ただし、株式の消却をしてもその債権者を害するおそれがないときは弁済などを行うことを要しないということになっております。

○小川敏夫君 最後の質問で一つ確認いたしますが、この法が施行されている間に証券市場でマザーズという新しい市場ができたんですが、これはこの消却の規定、公開企業の中に入るんではないか。

○衆議院議員(太田誠一君) 東証マザーズも、これはもうスタートをしておりますので、これは上場会社というふうなみなされるわけでございませぬ。だから、東証マザーズに上場する企業は当然ディスクロージャーを求められますし、有価証券報告書も出さなければなりません。そういったことになり、上場会社、公開会社たる要件を満たすことになり、当然これは東証マザーズの上場会社も本制度の対象になるということでありませぬ。

○小川敏夫君 終わります。
○橋本教君 きょうは提案者の諸先生、御苦労さまです。

まず最初にお伺いしたいのは、この資本準備金による自己株消却という問題は、商法本来の会社資本の充実という原則からいって問題があるという指摘がなされてきたわけでありませぬが、そういう指摘のもとでこれは緊急例外的、時限的措置としてつくったということで、本来時限立法だということに私は説明されたかと理解しておつたんですが、その点はいかがですか。

○衆議院議員(太田誠一君) おっしゃるのはそのとおりでございます。時限立法として二年前に通していただいたわけでございます。
今時点かどうかということになりますと、先ほども答弁を申し上げましたように、まだ問題が終つていない。特に、バブル期に発行した大量の

エクイティファイナンスによって積み上がった資本準備金の額は三十五兆ぐらいに東証一部、二部だけでなっております。資本金と同じく三十五兆ぐらいでございますので、資本金の額と資本準備金の額が同額ぐらいになっておると一つ一つの情勢がございませぬ。

それから、先ほど申しましたように、経営者が二年間のうちに決断ができなかつたということもありますので、引き続き要望が強いということでもあります。

○橋本教君 それでは、その実態に關してですが、小川委員からも質問があつたことに關連しますが、自己株式消却金額、九六年、九七年度に比べて九八年度以降はどういう趨勢になっておるといふように理解されていらつしやいませぬか。

○衆議院議員(太田誠一君) 自己株式の消却の金額は、九六年度においては二千六百二十八億、九七年度においては三千九百五十二億、九八年度においては九千四百四十二億、九九年度においては五千五百十二億となつておりました。九六、九七年度に比べて九八、九九年度は大きく自己株式消却が行われているということでございます。

○橋本教君 それに關連して、自己株式消却実施会社数はどういふ傾向になっておりましたか。

○衆議院議員(太田誠一君) 自己株式消却実施会社数は、九六年度においては十三社、九七年度においては六十九社、九八年度においては三百九十七社、九九年度においては二百七十八社でございます。大きくふえているということでございます。

○橋本教君 景気動向の態様からいくと、景気が厳しい中でこういう状況が進んできているということが一つは私は注目する指標であるというふうに思つておるんです。

もう一つの側面からお伺いしたいんですが、資本準備金による自己株式の取得というのが実質的には出資の払い戻しに当たる事実上の減資だといふ説がございまして、私もそう思うんですが、そういう面から見ると、債権者保護手続、これがど

うなるかということについて慎重に対処しなければならぬということですね。

商法四百十二条による債権者保護手続、これがあつたわけですが、この問題については平成九年の合併制度の改正に際して緩和された規定でありませぬ。要するに債権者異議のための公告を官報によつて行う場合には知られたる債権者に対する各別の催告を要するけれども、しかし公告を官報のほかで日刊紙等に掲載するという手続をとつた場合には各別の催告は要しない、こうなることですね。

そうなりますと、債権者保護手続が十分なのかどうかという点で私は問題があるのではないかと考えております。

○衆議院議員(太田誠一君) 資本準備金は、それ自身が資本ではないわけでありませぬ。その性質は非常に近いということでありませぬが、資本金ではないということでございます。言つてみれば資本の外堀に当たる部分でございます。したがつて、減資の場合とはやや違つていふ認識でございます。

その意味で、株式消却の前後で資本の額に変動を生じない資本準備金をもつてする株式消却は、資本そのものを減少させてしまふ資本減少に比較して債権者に与える影響は少ないであらうということでございます。だから、必ずしも減資手続と全く同様な債権者保護手続とは言えないのではないかとこのことでございます。そこで今言つたような手続になつておるわけでありませぬ。

○橋本教君 その点は学界でもいろいろ議論があつて、出資の払い戻しの実質を有する事実上の減資だといふ見解があるわけで、そういう見解に立つと今の御説明だけでは納得できない部分があるように思つておるんです。

次の問題に移りますが、そもそも自己株式消却の目的というのは、いろいろ提案理由でおっしゃつておりますけれども、実質的には株価対策ではないかといふことが言われているわけですね。

例えば、早稲田大学の山村教授はジュリストの中で、資本準備金を使って株式を消却し、利益は使わなければ、一株当たりの利益、ROEですが、これは上がり、株価対策に貢献するというのがこゝろの法案の提出された意図であらうというふうに指摘をされておりました。資本準備金による自己株式消却というのは株主資本という分母を減らすことによるROEの上昇をねらう、こういう事実上の結果を伴うものから、結局これは株主を重視し、株価対策だということであるから、それらに代り、株価対策だといふことであるから、そういう見解に対しては、どういふ御意見をもちでしようか。

○衆議院議員(太田誠一君) これは何がノーマルな状態であるのかという考え方の問題だと思つておる。ある時期非常に金融が緩んだということでしょうが、株式の時価発行をした、そして大量の株が市場に出た、その状態がノーマルとするのか。それとも、資本準備金がお金だけ手元に積み上がったつて、例えば余分のお金が現金とか預金とかになつておるといふことであれば、それは株の方は大量にあるということであれば、それは買ひ戻した状態がノーマルと見るのか。私などは、そういうことならば投資家の方に返す方が株式市場は正常な姿になるんだといふふうに考えておるんです。そのことはおかしいことではない。

ただし、インサイダー取引の可能性は常にあるわけでありませぬ。それについては証券法上も手当てをして、重要事実、すなわちその事実が世間に公表されてみんなが知るようになるまでは会社関係者は株を取得してはならないというようにございませぬ。そういうインサイダーに対する手当てはちゃんとしておかなくちゃいかぬことだと思つておるんです。

○橋本教君 私は、その次に今お話しした株価操縦やインサイダー取引といったことをどうチェックするかということを質問しようと思つておるんですが、今お話しがありましたので、これは省略をいたします。

いずれにしても、例えば平成十一年十一月二日の日経金融という新聞がございまして、こう言っています。「自社株買いは株主資本利益率や一株利益などの指標を改善する効果がある。店頭株市場が低迷していた昨年は、軟調な株価をテコ入れし、投資家にアピールする狙いなどから自社株買いが増えた。自社株買いは市場のテーマになり、主力株を中心に株価が上昇する銘柄も目立った。」、こう言っているんです。

だから、私がさっき指摘したように、景気の低迷ということの中で株価対策という実態がやっぱりこれは実態としてはあるということはこの日経金融でも示している、こう思うんです。

いただいた「自己株式消却実施の意義について」という提案者からの資料ですが、これによりまず、「自己株式消却は、自社株の株価に対する経営者のメッセージとなる。」、こういうことがございまして、「株価が低迷している時ほど、少ない原資で有効な消却を行なうことができる。従って、自己株式の買付消却は自社株の株価に対する経営者のメッセージとなる。」、こういう文言がございまして。

これは、私が指摘するように株価対策ということとそれは正直に踏まえていらつしやる、そういうことだと理解しておるんですが、間違いないでしよう。

○衆議院議員(太田誠一君) 株価対策ということの観点から言えば、自社株買いをやるということになれば結果として株価が上がるであろうということとは予想されるわけでありまして、それは悪いことではない。また、そういうことを経営者が予測することも別にこれは悪いことではない。同時にほかにもたくさんメリットが先ほど申しましたようにあるわけですから、そのことをもって批判されることではないというふうに考えております。

○橋本敦君 悪いことじゃない、株価が上がるのは批判されることではないとおっしゃいますが、そういう株価対策が資本準備金を充当するという

ことを通じて会社法の大事な原則である資本の充実ということとの関係で問題が出てくるという考え方が基本にあつて、こういうのは問題ですよというのを学界も指摘してきたし、私も言っているわけですから、そのところの見解がちょっと違うわけですね。

時間がありませんで最後に伺いますけれども、こういった商法の基本原則にかかわる問題は、本来的には御存じのとおり法制審議会で十分な審議をするのがやっぱりルールではないだろうか。このことは前回の改正の際にも指摘をされた問題であります。そしてまた御存じのとおり、ストックオプション制度が導入されたときにも、東京大学の江頭教授や京都大学の森本教授を初め多くの商法学者の皆さんが、こういった商法の根幹にかかわる問題については、これはやっぱり法制審議会の審議を経るというルールをとってもらうのが常道ではないかという御批判もございました。

今回もまたこういった手続については法制審を通らないわけですが、その点についてはどうお考えでしようか。

○衆議院議員(太田誠一君) これは、昨年の夏に省庁改革の十七本の法案を可決成立させていただきましたが、その際の閣議決定において、審議会をもって立法機関のように思うことは望ましくないと。すなわち、法律の提案は我々国会議員が行うか、それで行ければ議院内閣制たる内閣の提案権でありまして、行政官が直接提案をすることはできない、憲法上もできないわけでありまして、まして学者の方々が提案をするわけでもないわけでございます。すると、あくまでも審議会の審議は参考意見なのでありまして、いかに権威のあると言われる法制審議会といえども参考意見でありますので、立法は責任を持って国会議員ないしは国会議員が中心となる内閣が行うことだろうと思っております。

そういう参考意見を聞くことは積極的にやらなければなりませんので、これはできれば十分時間

をかけて審議をするということは望ましいに決まっています。

ただ、これは、前回のことで言いますれば、かつてない資本準備金が積み上がったということに對して時間を置かずに対応するということが立法府としては必要ではないか、そういう判断で時限立法でお願いしたということでございます。

○橋本敦君 前回はそういう緊急性があつたという話です。今回は、今御答弁があつた法案提案者がだれであるかというの、これは自明のこと、法制審という長年にわたるルールの中で審議を尽くしてきたというルールをそう軽々に軽視してはならないという立場から私は質問しているわけ、これは御理解いただけると思うんです。

今度の場合、本当に今度は時限立法として始末ができるのか、処置できるのか、その点の見込みはいかがですか。今度二年間延長しますが、その後。

○衆議院議員(太田誠一君) これは議論のあるところでございます。二回にわたつて時限立法で延長していくというのは余りよいことではないという意見は提案者の中にも多いわけでございます。

衆議院においては附帯決議が行われまして、三度目の延長は望ましくない、どちらかに白黒つけるべきであると、恒久化するのかそれとももうなくしてしまふのかということの、衆議院の意思表示が附帯決議としてなされました。

○橋本敦君 今、私が質問したのは、それを心配しているんです、恒久化を。

というのは、恒久化というのは、これは経団連が「国際競争力ある資本市場の確立に向けて」という意見書の中で、恒久化してくれと言っているんです。ともともとの問題も世界の要望から出してきた話だということがはっきりしているんですね。だから、時限立法だということ、本当に時限立法にしますよと、その後どうするかというこ

とになったときに、今おっしゃつたように恒久化ということも考えられるなれば、ますます財界言いなりの方向に行つてしまふんじゃないかという指摘を私はせざるを得ない、こういうことから質問したわけですね。

だから、今の御答弁によつて私は一層心配せざるを得ないという印象と感じを持ったということ、を申し上げて、時間が来ましたので、質問を終わります。

○衆議院議員(太田誠一君) それは、恒久化というのは何か陰謀のようにおっしゃいますが、私などは恒久化をした方が、ここには多数の共同提案者がおられますので、全体として、代表してそうは言いません。私などは恒久化した方がいいと思っております。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。なぜこのような制度が必要だったのかということに關して、ほかの委員も質問されましたが、低迷している株価を引き上げるためというの、一つの理由だったのでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) そういう言い方もできるかもしれませんが、株式が過剰な状態にあるということが明らかであつたということがございます。

○福島瑞穂君 この法律は、財界の要求が強かつたのでしようか。

○衆議院議員(太田誠一君) 言うまでもなく、私どもは注意深く株式市場の様子を見て、その株式市場、株価形成にかかわるさまざまな要因は国会、立法府の立場としては常に注視をしなければなりません。そういう中で、もちろん商法の対象となつてははるかに経営者あるいは株主でございますので、株主や経営者の世界からそういう政策要望が出てくるというのは当然のことだろうと思ひます。

○福島瑞穂君 この法律のスピード成立はある意味でとてもうらやましいぐらいで、民法改正もこのスピードでぜひお願いしたいと思ひます。経団連が一九九八年一月二十七日、「自己株式

消却に関する緊急要望」というのを出してあります。「最近の金融システムの動揺と株式市場の低迷等を背景に、景気停滞色が強まっている。このまま株式市場の低迷が続けば、わが国経済は深刻な状況に陥ることが懸念される。」として、緊急要望が出たのが一月二十七日です。三月九日には議員立法で提出をされ、三月三十日には参議院本会議で成立、しかも即日施行という、極めて短い期間内にこの法律は成立をしております。先ほどもちよつと質問があつたんですが、念のため、なぜこんなスピード成立になつたんでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 内容について大体合意ができるという見通しになりました段階で、どうせやるなら最初の株主総会に間に合うようにやつた方がいいというふうな判断をいたしました。こういう緊急の立法手続となつたわけでありま。

○福島瑞穂君 先ほど法制審議会の一般的な議論はお聞きしましたが、なぜこの立法に関して基本法たる商法を法制審議会にかけなかつたのかについて教えてください。

○衆議院議員(太田誠一君) 先ほど申しましたように、立法権は私ども立法院の議員にあり、それから、内閣は議院内閣制であるがゆえに法律を提案することができるところであります。

○衆議院議員(太田誠一君) 先ほど申しましたように、立法権は私ども立法院の議員にあり、それから、内閣は議院内閣制であるがゆえに法律を提案することができるところであります。

○福島瑞穂君 先ほど法制審議会の一般的な議論はお聞きしましたが、なぜこの立法に関して基本法たる商法を法制審議会にかけなかつたのかについて教えてください。

○衆議院議員(太田誠一君) 先ほど申しましたように、立法権は私ども立法院の議員にあり、それから、内閣は議院内閣制であるがゆえに法律を提案することができるところであります。

が違います。資本準備金には利益準備金のように資本の四分の一に達するまでという積み立て制限の制度は設けられていないので、資本準備金の積み立て過ぎということは考えられません。なぜ重要とされる、資本により近い側の資本準備金を消却し、利益準備金に手をつけなかつたのかということについて答弁をお願いします。

○衆議院議員(太田誠一君) 利益準備金は、これは配当可能な利益のうちから資本金の四分の一に至るまでは十分の一ずつ積み立てていかなくちやいけないという制度でございますので、本来はその原資たる、財源たるものは配当に回すということが第二番目の優先順位になるわけでございます。

○福島瑞穂君 ただ、この形で株式消却をすれば株価が上がる可能性があるわけで、株主にしてみれば、利益配当という形で得るのか、あるいは株価が上昇するかどうかという点でいえば、私はより安定性を必要とされる資本準備金を崩すことには若干問題があるやに思いますが、いかがですか。

○衆議院議員(太田誠一君) 利益準備金は経常的な利益から生ずるものでありまして、それが配当の原資になる。資本準備金は、いわばアドホックな、常に日常的に起こることではなくて、一つの株式の時価発行というのをやたらにやることもこれは問題なわけでありまして、めつたにないこと。

○衆議院議員(太田誠一君) 利益準備金は経常的な利益から生ずるものでありまして、それが配当の原資になる。資本準備金は、いわばアドホックな、常に日常的に起こることではなくて、一つの株式の時価発行というのをやたらにやることもこれは問題なわけでありまして、めつたにないこと。

○衆議院議員(太田誠一君) 利益準備金は経常的な利益から生ずるものでありまして、それが配当の原資になる。資本準備金は、いわばアドホックな、常に日常的に起こることではなくて、一つの株式の時価発行というのをやたらにやることもこれは問題なわけでありまして、めつたにないこと。

でもらうのがいいのか、それとも自社株を買ってもらう、その会社の株を買ってもらう、あるいはその株式の価値が上がる、ではどっちが得かというの、これは税制も関係がございますし、その比較の仕方はいろいろあると思ひます。しかしながら、財源ということから見れば、配当は利益準備金の部分から出てくる、そして自社株取得の方は資本準備金の方から出てくるというのが非常に自然な組み合わせではないかと思ひます。

○福島瑞穂君 資本準備金が気がついてみたら減ることには問題はあると思ひますが、次の質問に移ります。

自己株式取得規制がほとんど法律によつて緩和されております。一九九四年改正、一九九七年改正、一九九八年改正とほとんど例外が拡大をしていくわけですが、自己株式取得は今まで日本では大変規制がありました。資本維持の原則に反する、株主平等の原則に反する、インサイダー取引が行われる、会社支配権の維持に利用される、会社荒らしを助長するなどということが言われていたわけですが、一九九七年の商法改正に際して参議院法務委員会は附帯決議をつけております。附帯決議についてその後どのような配慮がなされているかについて若干お聞きをしたいというふうに思ひます。

○衆議院議員(太田誠一君) 附帯決議の中には、「ストック・オプションを付与するに当たっては、株主総会の現状にかんがみ、株主の正当な利益を保護するため、株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールを確立を求め、その適正な運営に努めるとともに、情報の開示を促進させること。」というのがあります。

○衆議院議員(太田誠一君) 附帯決議の中には、「ストック・オプションを付与するに当たっては、株主総会の現状にかんがみ、株主の正当な利益を保護するため、株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールを確立を求め、その適正な運営に努めるとともに、情報の開示を促進させること。」というのがあります。

○衆議院議員(太田誠一君) 附帯決議の中には、「ストック・オプションを付与するに当たっては、株主総会の現状にかんがみ、株主の正当な利益を保護するため、株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールを確立を求め、その適正な運営に努めるとともに、情報の開示を促進させること。」というのがあります。

成九年、参議院法務委員会の決議でございますが、「株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールを確立を求め、その適正な運営に努めるとともに、情報の開示を促進させる」ために、次のような措置を講じたところでございます。

○衆議院議員(太田誠一君) 附帯決議の中には、「ストック・オプションを付与するに当たっては、株主総会の現状にかんがみ、株主の正当な利益を保護するため、株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールを確立を求め、その適正な運営に努めるとともに、情報の開示を促進させること。」というのがあります。

○衆議院議員(太田誠一君) 附帯決議の中には、「ストック・オプションを付与するに当たっては、株主総会の現状にかんがみ、株主の正当な利益を保護のため、株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールを確立を求め、その適正な運営に努めるとともに、情報の開示を促進させること。」というのがあります。

○衆議院議員(太田誠一君) 附帯決議の中には、「ストック・オプションを付与するに当たっては、株主総会の現状にかんがみ、株主の正当な利益を保護のため、株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールを確立を求め、その適正な運営に努めるとともに、情報の開示を促進させること。」というのがあります。

○衆議院議員(太田誠一君) 附帯決議の中には、「ストック・オプションを付与するに当たっては、株主総会の現状にかんがみ、株主の正当な利益を保護のため、株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールを確立を求め、その適正な運営に努めるとともに、情報の開示を促進させること。」というのがあります。

○衆議院議員(太田誠一君) 附帯決議の中には、「ストック・オプションを付与するに当たっては、株主総会の現状にかんがみ、株主の正当な利益を保護のため、株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールを確立を求め、その適正な運営に努めるとともに、情報の開示を促進させること。」というのがあります。

おきまして法改正の趣旨及び内容を紹介するなど
の広報活動を行っており、改正法の円滑な施行が
図られたものと考えております。

次に、附帯決議二、会社の業務及び会計情報の
開示制度の充実等につきましては、計算書類の開
示義務の重要性につきまして出版物等を通じてか
ねてより広報活動を行ってきたところでございま
すが、これに加えまして、平成十一年には商法の
改正により、監査報告書の記載事項の充実と計算
書類、株主総会議事録等の開示の対象者を拡大し、
会社のディスクロージャーの一層の充実を図った
ところでございます。

○政府参考人(船橋晴雄君) お答え申し上げま
す。

先ほど先生御指摘の九七年五月の参議院法務委
員会における附帯決議及び九八年三月の附帯決
議、いずれにおきましても、インサイダー取引な
どの不正取引に対してもと厳しくやれという
御指摘をちょうだいしております。

私も証券監視委員会におきましては、日々
マーケットの異常な値動き等の監視を行ってきて
おりますが、九七年五月以降におきましては五件
のインサイダー事案について告発をいたしてござ
います。ただ、いろいろなインサイダーがございま
して、この五件の中には自己株式の消却に関する
ものはございません。しかしながら、御指摘のよ
うに大変重要な問題でございまして、証取法にお
きましても、この自己株式の取得については重要
事実ということになっております。

私も、これらにつきまして今後とも一層厳正
な対応をしてみたいというふうに考えており
ます。

○福島瑞穂君 提案者にお聞きします。

この法律ができたために株価は上がったんで
しょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 因果関係はそれは
はっきり証明できるものではないと思いますが、
結果としてこの二年の間に、正確にはわかりませ
んが、株価は一万五千円前後から二万円ぐらいい

上がったので、そのうちの一つの重要な
柱になったのではないかと考えております。

○福島瑞穂君 先ほどの参議院の附帯決議で周知
徹底ということがあり、これは限時法ということ
で恐らくこのようなスピード成立も賛成をしたの
ではないかと思いますが、ほかの委員も聞かれま
したが、これをなぜ再びしなくてはいけないのか。
恒久化するという考えはおありなのでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 恒久化するという
は、本日の提案者の中の一部、例えば私はそう思っ
ております。だから、一般的にはそうは言えない
わけでございますが、そういう意思の者はおりま
す。

なぜあと二年間やることになったのかというこ
とでございませうけれども、それは、まだ依然とし
て巨額の資本準備金がある、そして株式の
持ち合いの解消も進みつつあります。例えば二年
前の時点で株式の持ち合いとみなされる金額は、
一部、二部の上場企業の発行価額の二十数%で
あったものが、今は一六%まで下がっております。
低下傾向はこれからも続いているので、特に来年の
三月の新しい会計基準の導入を目指してさらなる
株式の持ち合いの解消が進むと思われまので、
そういう意味での必要性があるということござ
います。

○福島瑞穂君 限時法で成立を今しているので今
二年更新するとしても、やはりこの法律はそもそ
も限時法としてスタートしたので、これは個人的
なお願ひですが、恒久化されないようによろしく
お願いします。

それから、先ほど附帯決議の問題に関してそれ
ぞれ法務省と証券取引委員会の方から御説明があ
りました。ディスクロージャーに努めているとい
うことに関してはぜひ今後とも努力をお願いいた
いと思っております。日本の企業は圧倒的に情
報開示はできていますし、ほとんどとされていな
いと思っております。

名前を出すのはちょっと気の毒ですが、例えば
山一証券やさまざまな自主廃業に追い込まれたり
倒産した会社は、その直前まで、倒産あるいは自
主廃業するまで、株主や債権者には、その会社に
問題がある、あるいは何か数字を操作している
ということなどを第三者にはわからない形で粉飾決
算という形で行われていた会社が多い。つまり、
うちの会社は問題があるというような情報開示は
ほとんどどの会社も全くされていないのが実情で
す。

ですから、株式市場が透明であるところにおい
ては自己株式取得はかなり健全になると思いま
すが、日本のように株式市場が極めて不透明な段
階では隠れたインサイダー取引なども多く横行す
ると思っております。ぜひこの点については監督官
庁などの監視を引き続きよろしく願ひしたいと
要望を述べた上で、私の質問を終わります。

○委員長(風間昶君) 他に御発言もないよう
から、本案に対する質疑は終局したものと認めま
す。

これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表して、本改
正案について反対の討論を行います。

本法案は、株式消却手続に関する商法特例法改
正法が二年の時限立法となつてのを改正し
て、資本準備金で自己株式消却ができる期間をさら
に二年間延長しようとするものであります。
株主の有限責任を基本とする株式会社制度にお
いて最も重要な原則は、会社の社会的信用の保持、
株式会社取引相手たる債権者の利益を守るため、
資本の維持と充実であることは言うまでもあ
りません。

ところが、規制緩和を求める財界等の要求にこ
たえて、九四年には自己株式取得の一部緩和、九七
年には法制審にも諮らなまま議員立法で株式の
消却の手続に関する商法の特例に関する法律、前
回九八年には、配当可能利益の範囲内に限られて
いた原資を資本金への組み入れか欠損補てんにし

か使えなかつた資本準備金にまで広げて、手続も
取締役会の決議だけで行う特例を設けるなど、専
ら財界の要望に沿つた改正を行つてきたところで
あります。

今回の改正は、持ち合い株の時価評価する会計
基準が再来年三月期から始まることを見越して、
今後も持ち合い株の売却が進むとして、株価対策
等のため財界からの強い要望にこたえ、緊急対策
としての時限立法だつたとする答弁をも翻して、
今回また法制審の審議に諮らないまま二年間延長
するものであります。この恒久化を要求するなど、
財界の強い意向に沿つて商法の本来の基本原則を
軽視することは許されなかつたと思ひます。

以上で私の反対討論を終わります。

○委員長(風間昶君) 他に御意見もないよう
から、討論は終局したものと認めます。
これより採決に入ります。
株式の消却の手続に関する商法の特例に関する
法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律
案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)
○委員長(風間昶君) 多数と認めます。よつて、
本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

この際、竹村泰子君から発言を求められており
ますので、これを許します。竹村泰子君。
○竹村泰子君 私は、ただいま可決されました株
式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律
の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に
対し、自由民主党・自由国民会議、民主党、新緑
風会、公明党・改革クラブ、自由党の各派並びに
各派に属しない議員中村敦夫さんの共同提案によ
る附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
株式の消却の手続に関する商法の特例に
関する法律の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案に対する附帯決議案

株式会社制度における資本に関する原則等の
重要性にかんがみ、政府は、次の諸点について

格段の配慮をすべきである。

一 資本準備金をもつてする自己株式の消却については、二年間の特例措置である趣旨を関係者に対し周知徹底すること。

二 資本準備金をもつてする自己株式の消却については、今後二年を目途に、その運用状況を踏まえ、資本準備金制度の趣旨及び社会経済情勢の変化等を考慮して、具体策を検討し、必要な措置をとること。

右決議する。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(風間親君) ただいま竹村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(風間親君) 多数と認めます。よつて、竹村君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、白井法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。白井法務大臣。

○國務大臣(白井日出男君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(風間親君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(風間親君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十五分散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、通信傍受法の廃止に関する請願(第七四九号)

九号)

一、子供の視点からの少年法論議等に関する請願(第七五四号)(第七五五号)(第七五六号)(第七五七号)

二、通信傍受法の廃止に関する請願(第七九四号)

一、子供の視点からの少年法論議等に関する請願(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇四二号)(第八〇四三号)(第八〇四四号)(第八〇四五号)(第八〇四六号)(第八〇四七号)(第八〇四八号)(第八〇四九号)(第八〇五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)

第七四九号 平成十二年三月十三日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 東京都中野区野方一ノ二九〇一
ノ二〇二 楠本敏行外二千九百六十一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第七五四号 平成十二年三月十四日受理
子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 大分県宇佐市大字四日市四二八
河野充智外四百九十九名

紹介議員 梶原 敬義君

少年法の目的は非行に陥つた子供の社会的、精神的成長を教育及び福祉により支援することである。現在審議されている改正案は子供の視点からの論議が欠けており、支援を必要としている子供を切り捨て、追い詰めるものである。一方、少年犯罪を含む犯罪の被害者が放置され、被害者の権利が無視されてきたことが同法改正を促す要因となつてゐる。よつて、総合的な被害者救済制度の確立こそ早急に行われべきである。
ついでに、次の事項について実現を図らねばならない。

一、刑罰適用年齢等の引下げ、法務省構想による少年審判における検察官の立会い、身体拘束期間の延長及び検察官への抗告権付与等、子供を一層追いつめることとなる少年法改正は行わねばならない。

二、少年法改正は、子供の養育、教育、心理、医療、更生及び福祉等に携わる広範な市民が子供とともに十分な議論を尽くし、また、「子ども権利条約」及び国連子どもの権利委員会の我が国政府に対する勧告の趣旨などをいかしつ

つ、子供の視点から慎重に検討すること。

三、犯罪被害者の権利を守るための心理的支援及び法的・経済的援助制度を含む総合的な被害者救済制度を早急に確立すること。

第七五五号 平成十二年三月十四日受理
子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 京都市左京区修学院石掛町二六ノ二
田中克英外四百九十九名

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七五六号 平成十二年三月十四日受理
子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 高根原松江市黒田町三七〇ノ一三
江角秀幸外二百四十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七五七号 平成十二年三月十四日受理
子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡壬生町壬生丁一七
三ノ一 佐々木恭子外二百四十五名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。
第七九四号 平成十二年三月十五日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 北海道旭川市神居二条二ノ九一
ノ二二 小笠原光康外四百五十八名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第七九五号 平成十二年三月十五日受理
子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 埼玉県川口市本町四ノ九ノ二三ノ一〇七
平野恵子外二百四十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七九六号 平成十二年三月十五日受理
子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 和歌山市小人町九 吉本知史外四百九十九名

紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七九七号 平成十二年三月十五日受理
子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 大分県宇佐市大字下敷田二三三ノ三
市木秀敏外二百四十九名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七九八号 平成十二年三月十五日受理
子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 東京都世田谷区大原二ノ二二ノ一
○原裕子外四百九十九名

紹介議員 前川 忠夫君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。
第七九九号 平成十二年三月十五日受理
子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 大阪府和泉市太町七五ノ六 林あ
きよ外三百九十九名
紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八〇〇号 平成十二年三月十五日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 秋田県横手市大町五ノ一七 田口 征一郎外四百九十八名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八〇一号 平成十二年三月十五日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 東京都東大和市向原六ノ一、四〇 三ノ二ノ三 土屋修外四百四十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八〇二号 平成十二年三月十五日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 東京都葛飾区柴又六ノ二七ノ四 秋家尚外四百九十九名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八〇三号 平成十二年三月十五日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 鳥取市桂見九二八ノ六 岡嶋睦夫 外二百九十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八〇四号 平成十二年三月十五日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 東京都足立区南花畑二ノ四〇ノ三 森進外千二百四十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八〇五号 平成十二年三月十五日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 千葉県流山市長崎一ノ六〇七ノ二 日野原洋子外二百四十九名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八四二号 平成十二年三月十六日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 川崎市多摩区菅北浦五ノ七ノ四一 赤沼保江外二百四十九名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八四三号 平成十二年三月十六日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市田井町一九ノ一 清田正外二百四十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八四四号 平成十二年三月十六日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 京都府福知山市かしの木台四ノ七 一ノ一 伊豆公身子外二百九十八名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八四五号 平成十二年三月十六日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 東京都八王子市打越町一七五ノ二 八〇三 藤井桂子外四百九十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八四六号 平成十二年三月十六日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 東京都中野区本町五ノ二三ノ一三

大島幸次郎外七百四十九名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八四七号 平成十二年三月十六日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 大分市寒田田園町二七 後藤恵美 外千二百四十九名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八四八号 平成十二年三月十六日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 東京都荒川区町屋四ノ三一ノ六 塚田道子外四百九十九名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八四九号 平成十二年三月十六日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 京都府宇治市天神台一ノ一ノ二 六 横井隆子外四百九十七名

紹介議員 谷本 穂君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八五〇号 平成十二年三月十六日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 岐阜県高山市江名子町三五七 高 橋寿満子外二百四十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八五一号 平成十二年三月十六日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 大阪府堺市鴨谷台三ノ三ノ一ノ四 一二 金田政則外四百九十九名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八五二号 平成十二年三月十六日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 大分県宇佐市大字辛島八九ノ一 山末小枝外四百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八五三号 平成十二年三月十六日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 青森県八戸市是川字田中河原三三 〇七 下田中健司外二百四十九名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八五四号 平成十二年三月十六日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 青森県八戸市多賀台三ノ五ノ八 小泉由彦外二百四十九名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八五五号 平成十二年三月十六日受理

子供の視点からの少年法論議等に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡児玉町小平六八九ノ 八 小林扶美子外四百九十九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

三月二十八日日本委員会に左の案件が付託された。
一、株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆)
株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

正する法律

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第三項を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第一部

法務委員会会議録第七号

平成十二年三月二十八日

【参議院】

平成十二年四月五日印刷

平成十二年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局